

令和6年第8回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和6年8月16日（金）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 令和6年第7回教育委員会定例会議録及び令和6年第1回教育委員会臨時会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第41号 令和6年度教育予算の補正（第3号）の申出について
- 5 議案第42号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解任に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第43号 令和6年度実施 令和5年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について 議案第43号  
資料  
(別冊)
- 7 議案第44号 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程について
- 8 議案第45号 武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について
- 9 その他

## 議案第41号

### 令和6年度教育予算の補正（第3号）の申出について

令和6年度教育予算の補正について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

令和6年8月16日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

#### （提案理由）

令和6年度教育予算について、歳入で都補助金、委託金及び雑入、歳出で教育総務費及び保健体育費に補正の申出をする必要があるため、本案を提出します。

## 1 歳 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後の 予 算 額
16		都支出金	232,461	33,160	265,621
	2	都補助金	228,439	32,460	260,899
		4 農林業費都補助金	0	4,351	4,351
		8 教育費都補助金	228,439	28,109	256,548
	3	委託金	4,022	700	4,722
		5 教育費委託金	4,022	700	4,722
21		諸収入	19,020	6	19,026
	5	雑入	19,020	6	19,026
		3 雑入	18,048	6	18,054
		歳 入 合 計	3,209,605	33,166	3,242,771

## 2 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予算額	補 正 予算額	補正後の 予算額
9	教育費		3,136,575	28,639	3,165,214
	1	教育総務費	673,500	1,193	674,693
		2 事務局費	192,401	419	192,820
		3 教育指導費	259,235	722	259,957
		4 教育振興費	77,558	32	77,590
		7 奨学資金基金費	0	20	20
	6	保健体育費	723,057	27,446	750,503
		2 体育施設費	6,025	1,490	7,515
		4 学校給食費	584,624	25,956	610,580
		歳 出 合 計	7,441,791	28,639	7,470,430

令和6年度 教育予算 第3号補正参考資料

1 歳入

(単位：千円)

款	項	目	節	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課																																																																										
16	都	支	出	金				232,461	33,160	265,621																																																																											
2	都	補	助	金				228,439	32,460	260,899																																																																											
4	農	林	業	費	都	補	助	金	合計(16・2・4)	0	4,351	4,351																																																																									
1	農	業	費	補	助	金		0	4,351	4,351																																																																											
				公	共	施	設	へ	の	多	摩	産	材	利	用	促	進	プ	ロ	ジ	ェ	ク	ト	事	業	費	補	助	金	多	摩	産	材	を	使	用	す	る	新	設	書	架	の	補	助	金	の	活	用	に	伴	い	補	正	す	る	も	の	で	あ	る	0	4,351	4,351	図	書	館																		
8	教	育	費	都	補	助	金		合計(16・2・8)	228,439	28,109	256,548																																																																									
1	教	育	総	務	費	補	助	金		71,777	18,459	90,236																																																																									
				デ	ジ	タ	ル	利	活	用	支	援	員	配	置	支	援	事	業	補	助	金	デ	ジ	タ	ル	利	活	用	支	援	員	配	置	支	援	事	業	に	係	る	補	助	金	の	申	請	に	伴	い	補	正	す	る	も	の	で	あ	る	0	12,374	12,374	教	育	総	務	課	教	育	政	策	係													
				G	I	G	A	ス	ク	ー	ル	運	営	支	援	セ	ン	タ	ー	整	備	支	援	事	業	補	助	金	G	I	G	A	ス	ク	ー	ル	運	営	支	援	セ	ン	タ	ー	整	備	支	援	事	業	に	係	る	補	助	金	の	申	請	に	伴	い	補	正	す	る	も	の	で	あ	る	0	1,941	1,941	教	育	総	務	課	教	育	政	策	係	
				中	学	校	の	部	活	動	に	お	け	る	外	部	指	導	者	配	置	支	援	事	業	補	助	金	中	学	校	の	部	活	動	に	お	け	る	外	部	指	導	者	の	配	置	に	係	る	経	費	に	対	し	て	補	助	さ	れ	る	も	の	で	あ	る	0	3,640	3,640	教	育	指	導	課	指	導	係								
				東	京	都	公	立	小	・	中	学	校	イ	ン	ク	ー	シ	ブ	教	育	支	援	員	配	置	補	助	金	東	京	都	公	立	小	・	中	学	校	イ	ン	ク	ー	シ	ブ	教	育	支	援	員	の	配	置	に	係	る	経	費	に	対	し	て	補	助	さ	れ	る	も	の	で	あ	る	0	504	504	教	育	指	導	課	教	育	支	援	係
5	保	健	体	育	費	補	助	金		117,604	9,650	127,254																																																																									
				公	立	学	校	給	食	費	負	担	軽	減	事	業	補	助	金	給	食	費	の	改	定	に	よ	る	歳	出	増	に	伴	い	増	額	補	正	す	る	も	の	で	あ	る	114,381	9,650	124,031	学	校	給	食	課	学	校	給	食	セ	ン	タ	ー																								
3	委	託	金					4,022	700	4,722																																																																											
5	教	育	費	委	託	金		合計(16・3・5)	4,022	700	4,722																																																																										
1	教	育	総	務	費	委	託	金		4,022	700	4,722																																																																									
				小	学	校	教	科	担	任	制	等	推	進	校	事	業	委	託	金	小	中	一	貫	校	大	南	学	園	第	七	小	学	校	が	小	学	校	教	科	担	任	制	等	推	進	校	に	指	定	さ	れ	た	こ	と	に	伴	う	委	託	金	を	計	上	す	る	も	の	で	あ	る	0	200	200	教	育	指	導	課	指	導	係			
				体	育	健	康	教	育	推	進	校	事	業	委	託	金	小	中	一	貫	校	大	南	学	園	第	七	小	学	校	が	体	育	健	康	教	育	推	進	校	に	指	定	さ	れ	た	こ	と	に	伴	う	委	託	金	を	計	上	す	る	も	の	で	あ	る	0	500	500	教	育	指	導	課	指	導	係									

(単位：千円)

款	項	目	節	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
21	諸	収	入					19,020	6	19,026	
	5	雑	入					19,020	6	19,026	
		3	雑	入			合計 (21・5・3)	18,048	6	18,054	
			1	雑	入			18,048	6	18,054	
				外国語指導助手家賃負担金			ALT 1名の住居費の変更に伴い増額補正するものである。	3,583	6	3,589	教育指導課 指導係

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
9	教育費						3,136,575	28,639	3,165,214	
	1	教育総務費					673,500	1,193	674,693	
		2	事務局費			合計(9・1・2)	192,401	419	192,820	
			施設整備事業費			防犯カメラの設置費用について、詳細積算による金額の変動に伴い増額する経費を補正ものである。	1,573	419	1,992	教育総務課 学事係
		3	教育指導費			合計(9・1・3)	259,235	722	259,957	
			外国青年英語教育推進事業経費			A L T用住宅家賃の変更及び更新手数料に係る経費を補正するものである。	34,535	22	34,557	教育指導課 指導係
			小学校教科担任制等推進校事業経費			小中一貫校大南学園第七小学校が小学校教科担任制等推進校に指定されたことに伴う事業経費を補正するものである。	0	200	200	教育指導課 指導係
			体育健康教育推進校事業経費			小中一貫校大南学園第七小学校が体育健康教育推進校に指定されたことに伴う事業経費を補正するものである。	0	500	500	教育指導課 指導係
		4	教育振興費			合計(9・1・4)	77,558	32	77,590	
			就学支援経費			郵便料の改定に伴う不足額を補正するものである。	1,656	32	1,688	教育総務課 学事係
		7	奨学資金基金費			合計(9・1・7)	0	20	20	
			奨学資金基金積立金			受給対象者の退学により支給対象外となった月の過年度分返還金について基金に積み立てるものである。	0	20	20	教育総務課 学事係
	6	保健体育費					723,057	27,446	750,503	
		2	体育施設費			合計(9・6・2)	6,025	1,490	7,515	
			施設整備事業費			大南公園体育施設管理所のトイレについて、土中で樹木の根が配管に当たったことにより破損し、使用できない一部のトイレの修繕工事に係る経費を補正するものである。	0	1,490	1,490	スポーツ振興課 スポーツ振興係

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
9	6	4	学校給食費			合計（9・6・4）	584,624	25,956	610,580	
			一般事務経費			栄養計算システムのリース期間変更に係る再積算に伴い増額する経費及び給食費の改定により増額する経費を補正するものである。	232,678	19,586	252,264	学校給食課 学校給食センター
			調理及び配送経費			定数が不足している調理員について民間業者による派遣事業を活用し、人員の充足を図るための経費を補正するものである。	94,580	6,370	100,950	学校給食課 学校給食センター

議案第42号

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解任に係る臨時代理の承認について

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解任について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

令和6年8月16日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校の学校運営協議会委員について、委員の解任をする必要があり、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理したので、本案を提出します。

(解任)

1 武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校学校運営協議会委員

2 氏名・住所・選出区分

氏 名	住 所	選 出 区 分
安藤 智	武蔵村山市大南	対象学校の所在する地域の住民 (武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第4条第1項第1号該当)

※敬称略

議案第43号

令和6年度実施 令和5年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について

令和6年度実施 令和5年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年8月16日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会事務事業点検・評価報告書を作成する必要があるため、本案を提出します。

(案)

# 令和6年度実施 令和5年度教育委員会事務事業点検・評価報告書



令和6年8月

武蔵村山市教育委員会



## はじめに

---

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

武蔵村山市教育委員会は、この規定を受け、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告書をまとめるとともに、これを公表します。

### 《地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）》

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 目 次

項 目	頁
1 実施方法	1
(1) 点検及び評価の対象について	1
(2) 評価結果の取扱いについて	1
(3) 評価実施の流れについて	1
(4) 点検及び評価に関する有識者について	2
2 点検及び評価結果	5
有識者による二次評価実施事業	9
有識者の評価のまとめ	4 2
事業所管課による一次評価事業	4 3
3 教育委員会の活動状況	1 0 1
《資料》	
資料 1 武蔵村山市教育委員会の教育目標	1 1 1
令和 5 年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業	1 1 2
資料 2 令和 5 年度武蔵村山市教育委員会の重点項目	1 1 4
資料 3 武蔵村山市第三次教育振興基本計画 施策体系	1 1 6
資料 4 武蔵村山市教育委員会組織一覧	1 2 0
資料 5 教育部各課（館）の事務分掌	1 2 1
資料 6 令和 5 年度一般会計予算（目的別歳出）内訳	1 2 5

# 1 実施方法

## (1) 点検及び評価の対象について

点検及び評価の対象とする事務事業は、令和4年3月に策定した武蔵村山市第三次教育振興基本計画に定める重点施策の主要事業のうち、教育行政の推進上重要な課題に係るもの、その他点検及び評価を行うことが必要と認める事務事業として、武蔵村山市教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者（以下「有識者」という。）の意見を聴いた上で教育委員会が選定したものとする。

## (2) 評価結果の取扱いについて

教育委員会が行う事務事業の点検及び評価に関する結果を報告書として取りまとめ、毎年9月開会の市議会定例会に提出し公表するとともに、翌年度における施策、事業の改善に役立てるものとする。

## (3) 評価実施の流れについて

### ア 一次評価（事業所管課）

令和4年3月に策定した武蔵村山市第三次教育振興基本計画に定める具体的施策のうち、重点施策として位置付けている事業及び有識者が点検及び評価を行うことが必要と認める事務事業等、計50事業（5～7ページ参照）について、一次評価を行う。

なお、一次評価は、事業所管課が各活動及び施策の目的に対して、有効性・有効率・達成度等を総合的に判断し、次に示す5区分により達成率を評価する。

評 価		達成状況（達成率）の基準
S	目標以上の成果があった。	○ 活動及び施策の目的達成に向けて目標以上の成果があった。
A	概ね取組目標を達成した。	○ 取組を行い、活動及び施策の目標達成に向けて一定の成果をあげた。 ○ 大きな課題や問題点は特でない。
B	目標以下の結果であった。	○ 取組を行ったが、活動及び施策の目的達成に向けて成果があがらなかった。 ○ 課題や問題点がある。
C	実施できなかった。	○ 取組を行わなかった。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて成果があがらなかった。 ○ 大きな課題や問題点が残った。
—	評価不能	○ やむを得ない事情により未実施となった等

イ 二次評価（有識者）

一次評価を行った事業のうち、有識者において特に重要と考えられる13事業について選定し、基本施策4施策ごとに包括的に有識者による二次評価を行う。

ウ 教育委員会における協議・議決

令和6年第8回武蔵村山市教育委員会定例会において協議し、議決する。

エ 議会への報告書の提出及び公表

教育委員会において点検及び評価を行い、その結果を取りまとめた報告書を議会に提出するとともに、市民へ公表する。

(4) 点検及び評価に関する有識者について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、教育委員会が行った事務事業の点検及び評価の結果については、有識者から意見をいただくこととした。

有識者の区分、会議の開催状況等については、次のとおりである。

ア 有識者名簿

(敬称略)

氏名	区分	備考
伊東 哲 <small>いとう さとる</small>	学識経験者	大学教授
高橋 知希 <small>たかはし ともき</small>	教育に関し識見を有する市民	
舞草 友望 <small>まいくさ ともみ</small>	公募による市民	

イ 有識者会議開催状況

回	開催期日	内容
1	4月18日(木)	事務事業点検・評価の実施方法について
2	6月20日(木)	各委員からの質問事項に対する所管課からの説明
3	8月5日(月)	事務事業点検・評価報告書(案)について

ウ 武蔵村山市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成20年10月 8日

教委訓令（乙）第33号

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき武蔵村山市教育委員会（以下「委員会」という。）が行うその権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（点検及び評価の対象）

第2条 点検及び評価の対象とする事務は、点検及び評価を行う年度の前年度の武蔵村山市教育委員会の基本方針に定める施策に関する事務のうち教育行政の推進上重要な課題に係るものその他点検及び評価を行うことが必要と認める事務として委員会が選定したもの（以下「対象事務」という。）とする。

2 委員会は、前項の規定による対象事務を選定しようとするときは、あらかじめ、第4条第1項の規定により置く武蔵村山市教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者（同項を除き、以下「有識者」という。）の意見を聴くものとする。

（点検及び評価の実施）

第3条 委員会は、点検及び評価として、毎年度1回、対象事務の取組の状況並びに対象事務の実施による成果及び課題を整理して、委員会の権限に属する事務の今後の取組の方向性を明らかにするものとする。

2 委員会は、前項の規定による点検及び評価の結果を取りまとめるときは、あらかじめ、その内容について、有識者の意見を求めるものとする。

（事務事業点検及び評価に関する有識者）

第4条 教育に関する学識経験を有する者等の知見の活用を図り、点検及び評価の客観性を確保するため、武蔵村山市教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者を置く。

2 有識者は、委員会の求めに応じ、委員会が行う対象事務の選定並びに委員会が行った点検及び評価の結果について意見を述べるものとする。

3 有識者の定数は、3人とし、教育に関し学識経験を有する者、教育に関し識見を有する武蔵村山市民及び公募に応じた保護者（法第4条第5項に規定する保護者をいう。）である武蔵村山市民のうちから委員会が委嘱する。

4 有識者の任期は、3年とする。

5 有識者は、再任されることができる。

6 有識者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。



## 2 点検及び評価結果

武蔵村山市第三次教育振興基本計画に定める具体的施策50施策のうち、有識者が点検及び評価を行うことが必要と認める事務事業等を点検及び評価の対象事務事業とし、事業所管課において一次評価を行った。

二次評価については、一次評価を行った事業の中から、有識者において、特に重要と考えられる13事業について選定し、当該13事業に係る4つの分野（「豊かな心を育む教育の推進」、「個に応じた支援と指導の充実」、「特色ある学校づくりの推進」、「生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進」）について、包括的に評価を行った。

### 《令和6年度実施（令和5年度評価）点検及び評価対象事業一覧》

評価 番号	事業名	事業所管課	頁	二次評価実施年度		
				R7	R8	R9
①	人権教育の推進	教育指導課 指導係	11			
②	道徳教育の充実	教育指導課 指導係	13			
③	体験・鑑賞活動の充実	教育指導課 指導係	15			
4	確かな学力の定着	教育指導課 指導係	45	●		
5	読書活動の推進と言語能力の育成	教育指導課 指導係	47	●		
6	体力向上策の推進	教育指導課 指導係	49		●	
7	食育の充実	教育指導課 指導係	51		●	
8	心と身体の健康管理の充実	教育指導課 指導係 教育総務課 学事係	52		●	
9	安全教育の充実	教育指導課 指導係 教育総務課 学事係	54			●
10	GIGAスクール構想の推進	教育指導課 指導係 教育総務課 教育政策係	56			●
11	国際理解教育の推進	教育指導課 指導係	58			●
12	日本の伝統・文化教育の充実	教育指導課 指導係	60			●
13	キャリア教育の充実	教育指導課 指導係	62			●
⑭	特別支援教育の充実	教育指導課 教育支援係	18			
⑮	不登校への対応・適応指導の充実	教育指導課 教育支援係	21			
⑯	学校における教育相談体制の整備	教育指導課 教育支援係	23			
17	「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進	教育指導課 指導係	64	●		

評価 番号	事業名	事業所管課	頁	二次評価実施年度		
				R7	R8	R9
18	コミュニティ・スクールの充実	教育指導課 指導係	65		●	
19	学校公開等の実施	教育指導課 指導係	66		●	
20	広報の充実	教育総務課 教育政策係	68		●	
21	新・放課後子ども総合プラン事業の推進	文化振興課 生涯学習係	69	●		
22	家庭教育の支援	文化振興課 生涯学習係 教育指導課 教育支援係	70	●		
23	カリキュラム・マネジメントの推進	教育指導課 指導係	71	●		
24	児童・生徒の安全確保	教育総務課 学事係 教育指導課 指導係	72	●		
②5	小中一貫教育・小中連携教育の推進	教育指導課 指導係	26			
②6	一校一研究の推進	教育指導課 指導係	29			
②7	部活動等の充実	教育指導課 指導係	30			
28	教職員研修・研究の充実	教育指導課 指導係	74	●		
29	授業改善の推進	教育指導課 指導係	76	●		
30	教員の「働き方改革」の推進	教育総務課 教育政策係 教育指導課 指導係	77	●		
31	人材育成の推進	教育総務課 指導係	78		●	
32	学校評価の充実	教育指導課 指導係	80		●	
33	学校施設・設備の整備	教育総務課 教育施設係 教育総務課 教育政策係	82		●	
34	教育機器・機材の整備	教育総務課 教育政策係	84		●	
35	学校ICT環境の整備	教育指導課 教育政策係	85		●	
36	学校規模適正化の推進	教育総務課 学事係	87		●	
37	通学区域と中学校学校選択制の推進	教育指導課 指導係	88		●	
38	学校給食の充実	教育給食課	89		●	
39	(仮称) 防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託	教育給食課	90		●	
40	経済的支援の実施	教育総務課 学事係	91		●	
④1	生涯学習の推進	文化振興課 生涯学習係	33			
④2	生涯学習情報の提供と学習機会の充実	文化振興課 生涯学習係	35			
④3	生涯学習施設・設備の整備	文化振興課 生涯学習係	37			
④4	図書館運営の充実	図書館	39			
45	スポーツの推進	スポーツ振興課 スポーツ振興係	92	●		

評価 番号	事業名	事業所管課	頁	二次評価実施年度		
				R7	R8	R9
46	スポーツ施設・設備の整備	スポーツ振興課 スポーツ振興係	94	●		
47	文化財の調査、保護・活用	文化振興課 資料館係	96		●	
48	新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用	文化振興課 生涯学習係	97			●
49	校庭・屋内運動場開放の推進	スポーツ振興課 スポーツ振興係	98			●
50	生涯学習施設・設備の整備	文化振興課 生涯学習係	99			●

※ 評価番号の○は、令和6年度二次評価実施事業であることを表す。

## **有識者による二次評価実施事業**



《豊かな心を育む教育の推進》

主管課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	人権教育の推進	
	1		
予算額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめの未然防止及び早期発見、早期解決に向けた取組を推進する。また、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進するとともに、学校・家庭・地域、関係機関と連携し、児童・生徒にいじめは絶対に許されないことを徹底して指導する。</li> <li>性別、年齢、障害の有無、国籍、宗教及び価値観などは多様であることを理解し、相互に尊重する態度や行動を促すダイバーシティ教育を推進する。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	人権教育の推進	平成24年実施の「武蔵村山市立学校 生徒会・児童会 いじめ撲滅サミット」において採択された「いじめ撲滅宣言」を基に、児童・生徒自らがいじめを根絶していくための自治的活動を、生徒会・児童会が中心となり、全小・中学校で取り組んでいる。また、若手教員育成研修などの機会を捉え、児童・生徒に対する人権教育が適正に行われるよう、教職員の人権感覚を養っている。	A
	学校・家庭・地域、関係機関の連携の下に、児童・生徒に、いじめは絶対に許されないことを徹底して指導するとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進します。 (教育指導課)		
2	人権教育全体計画の作成	全ての小・中学校において、毎年、人権教育全体計画及び年間指導計画を作成し、それに基づいた人権教育を全ての教育活動を通して実施している。また、より充実をさせていくため、人権教育推進委員会を年5回実施し、東京都教育委員会作成の「人権教育プログラム」及びDVDの具体的な活用方法や、授業実践の情報交換等を行い、同全体計画及び年間指導計画の内容を不断に見直す機会を設け、充実を図っている。	A
	児童・生徒が自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さが認められるよう、全ての小・中学校において人権教育全体計画を作成します。 (教育指導課)		
3	ダイバーシティ教育の推進	多様性を認めることの重要性を理解し、児童・生徒がさらに活躍できるようダイバーシティ教育を推進している。	A
	多様性を認め、児童・生徒一人一人が、性差や人種、障害等にとらわれず活躍でき		

	る教育を推進します。 (教育指導課)		
<b>総合評価</b>			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
<b>今後の方針</b>			
	拡充	<<説明>> No.1 : 道徳教育をはじめとする小・中学校 9年間の教育活動全般を通して、意図的・計画的・継続的にいじめ撲滅に向けての取組及び指導を推進していく。また、同様に全ての教育活動を通して人権教育を推進していく。 No.2 : 引き続き、計画内容を不断に見直す機会を設け、更なる充実を図る。 No.3 : 引き続き、ダイバーシティ教育を推進していく。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課		
具体的施策	番号	道徳教育の充実	
	2		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・家庭及び地域がそれぞれの役割を発揮し、相互の緊密な連携の下、地域ぐるみで、児童・生徒一人一人を見守り、育てる環境を整備するとともに、様々な学校教育活動を通し、心の教育の充実を図る。</li> <li>毎年度「道徳授業地区公開講座」を実施し、家庭や地域と連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、道徳教育の一層の充実を図る。</li> <li>学習指導要領の改訂や義務教育における道徳の教科化を踏まえ、各学校における「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」という。)を道徳教育の要の時間と位置付け、各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深められるようにするとともに、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成する。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実	<p>各学校における道徳の時間を要とした道徳教育を充実していくため、平成24年度から令和元年度まで、各学校の道徳教育推進教師を対象とした「道徳教育推進委員会」を年3回設定し、道徳教育推進教師の資質向上に係る研修や、具体的な取組についての情報交換を行ってきた。また、平成25年度から令和元年度まで、道徳教育推進委員会において授業実践を通じた研究協議を行い、道徳の時間の在り方についても、小中連携で進めている。</p> <p>「道徳授業地区公開講座」については、各学校で全学級の道徳の時間の授業を実施し、教員、保護者、地域の方々等が連携して子供たちの豊かな心を育むための機会として、意見交換会を実施したところである。</p>	A
	小・中学校における道徳科の充実を図るとともに、道徳科の授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにします。 (教育指導課)		
2	各教科等における道徳教育の推進	小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から「特別の教科	A

	<p>各学校における道徳科を道徳教育の要の時間と位置付け、各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深められるようにするとともに、道徳的実践力を育成します。</p> <p>(教育指導課)</p>	<p>道徳」として教科化され、授業を要とする道徳教育を各校で推進する中で、道徳教育推進委員会で各校の情報共有及び連携を進め、道徳教育推進教師のスキルアップを図ってきた。道徳の教科化により、令和2年度で推進委員会は中止とした。令和5年度はこれまでの取り組みを活かして道徳授業を推進した。</p>	
<b>総合評価</b>			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
<b>今後の方針</b>			
	拡充	<p>《説明》</p> <p>No.1 : 子供たちの豊かな心を育むため、引き続き意見交換会等の機会を設けていく。</p> <p>No.2 : 各校の情報共有及び連携を進めつつ道徳的実践力を育成していく。</p>	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主管課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	体験・鑑賞活動の充実	
	3		
予算額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	6,337千円 (6,300千円)	6,037千円 (5,918千円)	6,541千円
趣旨・概要	地域の自然や歴史、文化などに直接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動に参加させるとともに、小学校での「水田学習」や「移動教室」、中学校での「職場体験」や「修学旅行」などを通し、子供たちの発達段階に応じた体験活動の充実を図る。		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	小学校での水田学習の実施	水田を活用した自然体験・勤労体験・児童の健全育成を水田学習により実施した。	A
	野山北公園の水田を活用し、体験学習の一環として、市内全小学校5年生による水田学習を実施します。 (教育指導課)		
2	小学校での移動教室の実施	令和5年6月に市内各小学校において、2泊3日の日光移動教室を実施した。	A
	集団での宿泊体験を通して、より良い人間関係を築くとともに、思いやりの心や諦めない気持ちを育むため、市内全小学校6年生による日光移動教室を実施します。 (教育指導課)		
3	小・中学校での生産体験の実施	学校農園又は近隣の農園等を活用してさつまいもやじゃがいも等の野菜を栽培する生産活動を行った。	A
	小・中学校において、学校農園や近隣の農園等を活用して、生産活動を行います。 (教育指導課)		
4	中学校での移動教室・修学旅行の実施	令和5年9月及び10月に市内各中学校において、第3学年を対象とした2泊3日の修学旅行(京都・奈良)を令和元年度以来3年ぶりに実施した。また、令和6年1月及び2月に第1学年を対象としたスキー教室を実施した。	A
	自然との関わりを深めるとともに、最後まで努力する態度を育むため、市内全中学校でスキー教室及び修学旅行を実施します。 (教育指導課)		
5	音楽鑑賞・芸術鑑賞の実施	東京都交響楽団を市民会館に招	A

	日頃、接することの少ないオーケストラの生演奏及び演劇の舞台を鑑賞し、豊かな心情を育てるとともに、鑑賞態度を学ぶために、小学校において音楽鑑賞・芸術鑑賞を実施します。	き、令和5年11月に市内小学校第6学年の児童が音楽鑑賞をした。	
<b>総合評価</b>			
A	A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上		
	C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上		
<b>今後の方針</b>			
	拡充	≪説明≫ No.1：市内全小学校5年生による水田学習を実施する No.2：市内全小学校において日光移動教室を実施する。 No.3：市内全小・中学校において生産体験活動を実施する。 No.4：中学校第3学年を対象とした修学旅行及び第1学年を対象としたスキー移動教室を実施する。 No.5：小学校第6学年を対象とした音楽鑑賞教室を実施する。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

## 豊かな心を育む教育の推進に関する二次評価

- 本市においては、児童・生徒の豊かな心を育む教育を推進するために、人権教育をはじめ、道徳教育の充実、そして体験や鑑賞活動等の充実に努めている。

これらの教育活動については、例年通り、各学校における普遍的な教育活動として着実な実施と成果を上げていることが推察される。

今後、社会や時代の変化に伴い、多様なニーズや背景を抱える児童・生徒が増加することが予想される中で、多様性、公平性、包摂性に基づく教育活動を推進していくことを期待したい。また、教職員に対する人権研修等の充実に向けた取組を進めていくことが必要である。そのためには、人権教育や道徳教育の充実に向けた外部講師を招聘した研修等を企画するなど、予算面での適切な措置を検討していただきたい。
- 横文字で表現するから「ダイバーシティ」という言葉だけが先行して内容が一般に広まりにくい。「多様性」という表現をもっと前面に出した方が良いと感じる。
- 体験・鑑賞活動は継続的にされているが、発展していないので、施策としては評価できないと感じた。
- 人権教育の推進について、標準服の着用ルールの見直し等、これまで性別で分けられていた基準から設定が変更されていることは、生徒個々の人権の尊重に繋がり柔軟な対応が取れているのではないかと感じた。
- 体験・鑑賞活動の充実について、水田学習の独自性があげられているが、他市でも水田学習が実施されている（知る限りで羽村市）ことから、独自性という意味で、例えば、村山の名産である「村山大島紬」の体験等、他の体験学習を取り入れることはいかがか。

独自性が求められるのか、基本施策の名のとおり「豊かな心を育む」ことが求められるのか。後者の場合、生徒にとって豊かな心が育まれる内容が変化していくかと思われるので、体験・鑑賞活動の幅も広がるのではないかと感じた。柔軟な対応を期待する。

## 《個に応じた支援と指導の充実》

<b>主管課</b>	教育指導課 教育支援係		
<b>具体的施策</b>	<b>番号</b>	特別支援教育の充実	
	14		
<b>予算額 (決算額)</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>	<b>令和6年度(当初)</b>
	43,214千円 (31,838千円)	45,240千円 (33,596千円)	58,239千円
<b>趣旨・概要</b>	特別な教育支援や発達支援が必要な児童・生徒一人一人に適切な支援を行うため、第五次特別支援教育推進計画に基づき、市立学校の特別支援教育の一層の推進を図る。		
<b>一次(内部)評価</b>			
<b>NO</b>	<b>事業名</b>	<b>取組状況及び具体成果等</b>	<b>評価</b>
	<b>事業概要</b>		
1	第五次特別支援教育推進計画の推進	小学校特別支援学級開設準備委員会を年3回開催し、令和7年4月1日に第十小学校に開設すること、所掌事項の検討、知的障害及び自閉症・情緒障害両方の特別支援学級を開設すること等を決定し、市民周知を図り準備を進めている。	A
	重点事業である西部地区小学校知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級を令和7年4月に開設する。 (教育指導課)		
2	介助員・特別支援教育支援員の配置	介助員15名、特別支援教育支援員14名を配置した。 また、年度当初に専門家による研修会を実施し、介助員・支援員の役割等基礎的な内容から特別支援教育について理解促進に努めた。	A
	特別な支援を必要とする障害のある児童・生徒を支援するため、必要に応じて配置する。 (教育指導課)		
3	巡回相談員の配置	令和5年度の巡回相談件数は22件であった。巡回相談を実施した児童・生徒等については、特別支援教育専門委員会において報告し、当該児童・生徒の特性や指導上の留意点等についての意見交換を通じ、共通理解を深め、指導内容の充実を図っている。 新型コロナウイルス感染防止対策として、巡回相談を見送る件数が昨年度より下回ったことや、市教委が指定する学校同士の巡回相談を試行的に実施したことにより、巡回相談件数が増えたと考えられる。	A
	各学校からの要請に応じ、巡回相談員が小・中学校を巡回し、児童・生徒一人一人のニーズを把握し、必要とする支援の内容・方法などについて、担任やコーディネーター、保護者等に適切な助言を行う。 (教育指導課)		
4	特別支援教育研修の充実	発達障害に対する理解と支援を推進するため、「特別支援教育講演会」	A
	特別支援教育研修会を実施		

	施するとともに、各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、各校の実態に応じた研修会を計画的に実施する。	を、都立羽村特別支援学校及び東大和市教育委員会と連携し開催した。	
5	就学支援シートの作成・活用 保育園・幼稚園等の様子を小学校等に引継ぎ、学校生活を豊かで適切なものとしてくため、活用を推進する。 (教育指導課)	令和4年度より就学支援シートの記入方法を記述式のみならず、チェック式との併用方式に変更し、チェック項目を就学時に簡易に比較できる項目とした。このことで、保護者及び学校の負担軽減を図った。	A
6	学校生活支援シート・個別指導計画の作成・活用 障害のある児童・生徒一人一人のニーズを把握し、学齢期において一貫して的確な支援を行うため、学校生活支援シートを作成するとともに、それに基づいた個別指導計画を作成・活用する。また、続く学年、学校に引き継ぎ、適切な支援を行う。	①「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数(特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室) 作成率 100.0% ②「通常の学級に在籍している小・中学生のうち、「個別指導計画」を作成して、個別の指導や支援を行っている児童・生徒数 作成率 2.2%	A
7	交流及び共同学習の推進 特別支援学級に在籍する児童・生徒と、通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を推進し、障害の有無に関わらず、共に支え合って生きようとする態度を育む。	障害の有無に関わらず、共に支え合って生きようとする態度を育むため、交流及び共同学習を推進した。	A
8	個別学習室における個別指導の推進 集団での指導だけでは十分に適応できない児童・生徒に対して、自校における個別学習室等で社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行い、全ての児童・生徒の集団への適応を図る。	個別学習室や図書室といった施設も活用しつつ、対象の児童へ社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行い、集団への適応を進めた。	A
9	通級指導学級における指導の充実 集団での指導だけでは十分に適応できない児童・生	通級指導学級において社会性や人との関わり方を中心に指導を行い、全児童・生徒の集団への適応を図るよう取り組んだ。	A

	徒に対して、通級指導学級において社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行うことを通して、全ての児童・生徒の集団への適応を図る。		
10	地域や特別支援学級との交流の推進	校外学習をはじめとする様々な機会の活用により、地域との連携の充実を図った。	A
	学校・地域行事等の様々な相互交流を通して、地域との連携の充実を図る。		
<b>総合評価</b>			
A	A : 一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上		
<b>今後の方針</b>			
	拡充	≪説明≫ No.1 : 第十小学校特別支援学級の開設に当たり、検討会議を充実化させ、より現場の実態に即した開設準備を進める。 No.5 : 就学支援シートの記入及び提出について、令和6年度から電子申請の導入によるDX推進及び負担軽減を図る。 上記2項目以外についても、規模の拡大の有無に関わらず、充実化を目指す。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課 教育支援係		
具体的施策	番号	不登校への対応・適応指導の充実	
	15		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	9,563千円 (5,355千円)	10,074千円 (7,309千円)	35,367千円
趣旨・概要	児童・生徒及び保護者の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室や教育相談室の充実化を図り、教育相談室、スクールカウンセラー、福祉及び医療機関等の関係機関と連携しながら、児童・生徒の状況や地域の実情に合った柔軟な取組を実現し、学校のみでの対応が困難な事例等に対応する。		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	適応指導教室の充実	適応指導教室に通室する児童・生徒の多様な課題に対応した指導や支援を行うため、学習指導、室外学習及び相談対応等を通じ、学校復帰及び社会的自立に向けた支援を行った。また、適応指導教室機能強化補助事業を実施し、適応指導教室にも通室していない児童・生徒の家庭に学習・登校支援員を派遣し、通室や登校に向け、状況に応じた教育環境の整備に当たった。	A
	不登校や不登校傾向にある児童・生徒の学校復帰支援に向けて、一人一人の課題にきめ細かく対応するため、適応指導教室の充実を図る。 (教育指導課)		
2	スクールカウンセラーの配置	不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的として全校へスクールカウンセラーを配置している。	A
	不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、スクールカウンセラーを配置する。 (教育指導課)		
3	スクールソーシャルワーカーの派遣	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童・生徒に支援を行うスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、学校だけでは対応が困難な事例などに対応した。	A
	学校だけでは解決が困難な事例等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を生かして児童・生徒や保護者の相談に応じて、他の関係機関との連携を推進するためにスクールソーシャ		

	ルワーカーを学校に派遣し、問題の解決を図る。 (教育指導課)	派遣学校数 小学校 9校 中学校 5校	
4	「不登校カルテ」の作成と情報連携 不登校等の児童・生徒一人一人に対する適切な支援を実現するため、各学校において「不登校カルテ」を作成し、学校と教育委員会との情報連携により、学校復帰支援を図る。 (教育指導課)	「不登校カルテ」に基づく情報連携を図ることにより、児童・生徒の学校復帰を支援した。	A
総合評価			
A		A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上	
		C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	<説明> 令和6年度からNo.3のスクールソーシャルワーカーを4名に増員したため、適応指導教室に通室する児童・生徒の支援及びスクールソーシャルワーカーの派遣を活用し、不登校児童・生徒への支援を充実化する。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課 教育支援係		
具体的施策	番号	学校における教育相談体制の整備	
	1 6		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	41,080千円 (32,398千円)	46,902千円 (34,537千円)	66,773千円
趣旨・概要	不登校児童・生徒等への対応を図るため、教育相談研修を実施するとともに、全ての教職員による校内教育相談体制を整備し、組織的教育相談体制を確立する。また、教育相談室に専任相談員を配置し、集団への不適応や人間関係の悩み等についての相談体制を充実するとともに、障害のある児童・生徒の就学相談を行う。		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	教育相談体制の充実	教育相談室に専任相談員を配置し、集団への不適応や人間関係の悩み等についての相談体制を充実するとともに、障害のある児童・生徒の就学相談等を行った。	A
	教育相談室に専任相談員を配置し、集団への不適応や人間関係の悩み等についての相談体制を充実するとともに、障害のある児童・生徒の就学相談等を行う。 (教育指導課)		
2	学校教育相談体制の確立	学校の管理職が参加する連絡会等の機会において、教育相談に係る情報共有を図ることにより、各校における組織的な教育相談体制の確立を図り、児童・生徒・保護者への対応にあたった。	A
	全ての教員が、児童・生徒や保護者に対して教育相談を行うことができるよう、各学校において、組織的な教育相談体制を確立する。 (教育指導課)		
3	教育相談研修会の実施	教育相談研修会を実施することにより、教員の教育相談に関わる知識・技能を高めた。	A
	教員の教育相談に関する知識・技能を高め、児童・生徒とより良い人間関係を構築できるようにするとともに、児童・生徒や保護者の心理的相談に対応できるようにするため、教育相談研修会を実施する。 (教育指導課)		
総合評価※			
A	A：一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		

		C : 一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	≪説明≫ 引き続き、学校における教育相談体制の充実につなげるため、教育相談体制の充実を図り、教育相談研修を実施していく。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

## 個に応じた支援と指導の充実に関する二次評価

- 個に応じた支援と指導の充実として、「特別支援教育の充実」、「不登校への対応・適応指導の充実」、「学校における教育相談体制の整備」などの事業が評価対象となっているが、この事業そのものの充実はきわめて重要である。今後もこの方向性を堅持し、更なる事業の充実を期待したい。

その上で、本市の公立学校に在籍する全ての児童・生徒の学びについても、令和3年の中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」で示された「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」を念頭に入れた取組を推進していただきたい。具体的には、日常の授業改善を行い、一人一人の児童・生徒の学びの充実に資する取組を推進していくことである。

上述した個別の事業の推進は重要であるが、中教審答申で示された高邁な理念に基づく総括的な事業計画の中で、誰一人取り残さないきめ細やかな支援と指導を充実していただきたい。

- 施策を全体的に達成したというわけではなく、その年度に設けた課題を達成したことに対する評価なのかと感じた。
- ハンデに対する支援は進んできていると思うが、逆に、いわゆるギフトテッドと呼ばれるような子供たちの才能を伸ばす支援も進めて欲しいと感じる。
- 特別支援教育の充実について、特別支援学級については、在籍生徒数からして必要とされる方が多くおり、環境が整備されている状況は高評価になるのではないか。

その中で、現時点で全校に特別支援学級が配置されている状況ではない点について、特別支援学級の保護者の要望はいかがか。登校時の送迎を必須とする生徒の場合、全校配置の希望が高まるのではないかと思う。また、「充実」という点は教育内容自体の充実という意味であれば、教育内容の充実具合も評価のポイントと考える。

- 不登校への対応・適応指導教室の充実について、表題にある「充実」という名のとおり動く場合、適応指導教室の充実は現時点で教室も設置されているので教育委員会直下で実施し易いと思う。不登校への対応に関しては、文面上で充実が図られていると感じるが、やはり「学校外でもどこかの場所に出てこられる生徒の支援」になっているかと思う。特に家から出られない（ひきこもりの）生徒に対する対応を始める場合に人員が足りないと思う。

全く支援を受けていない子どもの率は4割と把握されているならば、その4割の子どもの支援の進捗が評価基準に繋がるのではないか。また「関係機関と連携を取りながら」とありますが、その機関がどこなのか、具体性が見えにくいと感じた。

- 学校における教育相談体制の整備についてスクールソーシャルワーカー3名の配置ということであるが、令和6年度からは強化モデル事業と指定されて4名体制となっている状況は、これまでの相談実績等が反映されて強化モデル事業となっているのか。そうであれば、その点が評価されるべき点だと感じた。教育相談室に相談することになる保護者・生徒は、それなりの理由をもった状況だと思う。今後も教育相談室の職員配置を継続して相談者が相談したい時に相談できる体制づくりを継続してもらうことを望む。

《特色ある学校づくりの推進》

主管課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	小中一貫教育・小中連携教育の推進	
	25		
予算額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」の3つの型の小中一貫教育を推進し、本市の子供を自立した一人の人間にすることを目的に「知的能力」、「対人関係力」、「自己制御力」の3つを柱とした「人間力」の育成を目指す。</li> <li>小中一貫教育検証委員会による検証結果では、小中一貫教育の成果については、「児童・生徒の主体性の伸長」、「他者意識、相手を思いやる気持ちの醸成」、「生活指導上の課題の減少」、「キャリア教育の充実」、「児童・生徒の不安の軽減」、「小・中学校教員の連携・信頼関係の構築」などが挙げられ、課題については、「小中一貫教育の広報と市民の理解」、「小中一貫教育の立地条件等による限界」、「学力の向上」などが挙げられる。</li> <li>今後も育成に当たっては、「確かな学力の定着」、「豊かな心の育成」、「志をもって取り組む態度の育成」、「中1ギャップ支援」、「教師力の向上」の5つのプロジェクトの下、中学校区ごとに取組を推進する。</li> <li>各中学校区で研究してきた小中一貫教育の取組を計画的に実施し、児童・生徒へのきめ細やかな支援と本市の地域特性に適した小中一貫教育・小中連携教育を推進する。</li> <li>小中一貫教育・小中連携教育推進の象徴ともいえる、「小中一貫教育の日」では、校区ごとに実態に即したテーマを設定し、小・中学校の教員が、「目指す児童・生徒像」の実現に向けた研究や研修を積み重ね、児童・生徒の人間力育成の確実な実現に努める。</li> <li>市民、保護者等に小中一貫教育について理解を深めてもらうため、その内容について周知、啓発を図る。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	各中学校区における小中一貫教育・小中連携教育の推進	各中学校区において小中一貫教育カリキュラムを基に研究を進めてきた。各校の校内研究授業を公開しあったり、合同の協議会を設けたりして、中学校区で育てたい子供像を共有して、各校の教育課程を編成した。	A
	各中学校区で研究してきた小中一貫教育の取組を計画的に実施し、小中一貫教育・小中連携教育を推進します。 (教育指導課)		
2	「小中一貫教育の日」の実	「小中一貫教育の日」を設定し、各	A

	施 毎年10月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図ります。 (教育指導課)	校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図った。	
3	市民・保護者等に対する小中一貫教育の周知・啓発 市民、保護者等に小中一貫教育について理解を深めてもらうため、その内容について周知、啓発を図ります。 (教育指導課)	「村山学園 手づくりの小中一貫教育」(平成24年1月)、「小中一貫校村山学園検証委員会報告書」(平成25年6月)、「小中一貫教育検証委員会報告書」(令和2年3月)等をおして、検証された成果と課題を踏まえ、各中学校区で教育活動を推進するとともに、その取組をホームページ、X(旧ツイッター)、配布物等で発信した。	A
4	幼保小中連携の推進 幼稚園、保育所、小学校及び中学校の交流、情報の交換、教員の交流等を通じて幼児・児童・生徒の実態や指導の在り方について連携を図り、小学校・中学校での学習や生活への適応の課題を解決します。 (教育指導課)	年度末等に幼稚園等から小学校、小学校から中学校への円滑な接続を図ることを目的とした情報交換、教員の交流等を行い、幼児・児童・生徒の実態や指導の在り方について連携を図り、小学校・中学校での学習や生活への適応課題に正対して取り組んだ。	A
総合評価			
A		A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上	
		C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	<説明> No.1 : 小中一貫教育の日を設定し、各中学校区での合同研究を継続していく。学校区ごとに共通理解事項をまとめて、教育課程の編成に生かしていく。 No.2 : 毎年10月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図る。 No.3 : 「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」を基本にした小中一貫教育が、将来においても通用するよ	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

		<p>うな指導体制や人的体制を整備するとともに、市民意識の醸成と向上を図っていきたい。</p> <p>No.4：幼稚園、保育所、小学校及び中学校の交流、情報の交換、教員の交流等を通じて幼児・児童・生徒の実態や指導の在り方について連携を図り、小学校・中学校での学習や生活への適応の課題を解決する。</p>
--	--	---

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	一校一研究の推進	
	26		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	18,127千円 (15,915千円)	20,885千円 (20,308千円)	24,109千円
趣旨・概要	<p>・ 子供たちが、授業や全ての教育活動の中で、学びの意義を理解し、学びの楽しさを実感できるようにするとともに、教職員の質の向上及び学校全体の質の向上を目指すため、国、東京都又は市などの指定校、推進校又は奨励校等の指定を受け、校内研究を通して特色ある学校づくりを一層推進する。</p>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	<p>校内研究の推進</p> <p>文部科学省、東京都教育委員会、武蔵村山市教育委員会等の指定校・推進校・奨励校等による校内研究を支援し、特色ある学校づくりを一層推進します。 (教育指導課)</p>	<p>全ての小・中学校において、文部科学省・東京都教育委員会・武蔵村山市教育委員会等の指定・奨励等を複数受け、特色ある学校づくりに向けた充実した校内研究に取り組んできた。人権教育の推進、食育、言語能力の向上、電子黒板・情報機器活用等、各学校における教育課題の解決に向けた取組を充実させ、各学校での研究発表会又は教育研究発表会において、全ての小・中学校における取組を市内全校に向けて発信をし、その成果を還元している。</p> <p>児童・生徒に主体的に学ぶ意欲や確かな学力を身に付けさせるとともに、豊かな心、健やかな体を武蔵村山市全体で育む取組となっている。</p>	A
総合評価			
A	A：一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C：一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	<p>《説明》</p> <p>引き続き、文部科学省・東京都教育委員会・武蔵村山市教育委員会等の指定校・推進校・奨励校等による校内研究を支援し、特色ある学校づくりを推進する。</p>	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	部活動等の充実	
	27		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	15,922千円 (14,714千円)	15,569千円 (14,126千円)	15,522千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校の部活動を充実させるため、生徒の部活動加入を促進するとともに、中学校部活動に地域の方を外部指導員として派遣し、部活動の活性化を図る。</li> <li>・ 運動部部活動のうち、中学校1校につき1団体に専門性の高い外部指導員を派遣し、技術面や戦術面の支援を行い、部活動の活性化及び強化を図るとともに、教員の異動によって部活動の継続性が損なわれないよう調整に努める。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	中学校における生徒の部活動加入の促進	<p>生徒一人一人の特性を生かして部活動に加入できるよう市内中学校5校で計60以上の部活動を運営してきた。</p> <p>活動を通じて一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるような部活動運営に努めてきた。</p>	A
	<p>各中学校において、生徒一人一人の特性を生かして部活動に加入できるようにするとともに、一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるようにします。</p> <p>(教育指導課)</p>		
2	部活動外部指導員の派遣	全中学校に令和5年度は60名の部活動外部指導員を派遣し、部活動の一層の活性化を図った。	A
	<p>中学校に部活動外部指導員を派遣し、部活動の一層の活性化を図ります。</p> <p>(教育指導課)</p>		
3	部活動支援事業の実施	全中学校に部活動外部指導員を派遣し、部活動の活動内容に応じた技能面や戦術面の支援を行い、部活動の強化を図ることができた。	A
	<p>市内全中学校の運動部部活動のうち、1校につき1団体に外部指導員を派遣し、技能面や戦術面の支援を行い、部活動の強化を図ることを目的に実施します。</p> <p>(教育指導課)</p>		
4	全国・関東大会出場時の支援	令和5年度においては、関東大会が2件、東日本大会1件、全国大会が	A

	全国・関東大会出場時の交通費・宿泊費等の補助を行い、保護者の負担を軽減します。 (教育指導課)	1件の利用があり、特に宿泊を伴うケースでは負担額も大きくなるため、この取組みにより保護者の負担軽減を図ることができている。	
<b>総合評価</b>			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
<b>今後の方針</b>			
	拡充	≪説明≫ No.1 : 各中学校において、生徒一人一人の特性を生かして部活動に加入できるようにするとともに、一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるようにする。 No.2 : 引き続き全中学校へ、幅広く部活動の支援員を配置し、部活動のさらなる活性化を図る。 No.3 : 引き続き全中学校へ、部活動の活動内容に応じた技能面や戦術面の支援を行い、部活動の強化を図る。 No.4 : 保護者の負担軽減を図ることを通じて、部活動のさらなる活性化を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

## 特色ある学校づくりの推進に関する二次評価

- 特色ある学校づくりとは、継続的な実践を通して、その学校ならではの教育活動の推進とそれに基づく実績が必要であろう。また、特色ある学校づくりには、校長の経営ビジョンやリーダーシップのもと、全教職員のフォローシップも重要である。  
こうしたことから、本市が取り組んでいる「一校一研究の推進」は他地区にはみられない独特な事業であると考えられる。令和4年に教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正があり、教師の新たな学びが求められることから、今後の事業改善と更なる推進に期待したい。
- 小中一貫校については、通っているご家庭に話を伺うと「時々行事を一緒にやるけど、あくまで小学校と中学校。ただ隣接しているだけ」という意見もある。その場合中1ギャップへの影響はあまりないのではないかと思うが検証は期待したい。
- 部活については、近年の動向をもっと見て、ダンス等の新しい部を検討していく時期だと感じる。また、中学生であればサークルのようにして主な活動は生徒に任せる方法もあるのではないか。
- 小中連携教育について、正直なところ保護者自身が連携を感じることができる場・機会がない。中学校生徒の運営補助者としての協力は連携ではあると思うが、「交流」の側面が強いのではないか。やはり、連携教育となると、学力面の小中間の連続性をイメージする。小中間の連携具合、例えば小中学校間で行っている連絡会の回数やその場で協議された内容の実行・結果が評価の対象となっても良いのかと感じる。
- 一校一研究の推進について、教員が発表を行う場や研究内容の共有がされる環境は、教員の育成や新たな知識を得る形としてかなり有効な機会だと感じる。定期的な取組みで定着されているのであれば、評価される部分かと感じる。一校一研究ということで、各校何が研究対象になっているのか、「教育むさしむらやま」等で広く紹介していただきたい。
- 部活動等の充実について、現状では部活動をどのように維持していくのかが重要で、内容の充実を図ることはなかなか難しいのではないかと感じた。顧問がいなければ部活動も保てないため、外部支援員の維持が重要だと考える。プロバスケットボールチームの支援は生徒にとっては嬉しい機会であるが、その連携も一過性で終わらずに継続してもらいたい。部活動の項目は、現状からして充実を図ることに手が回せるのかと考えると、背策として考え直す項目になるのではないかと感じる。

《生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進》

主 管 課	文化振興課課 生涯学習係		
具体的施策	番号	生涯学習の推進	
	4 1		
予 算 額 (決算額)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (当初)
	3,828 千円 (3,708 千円)	3,828 千円 (3,518 千円)	3,828 千円
趣旨・概要	<p>「第五次生涯学習推進計画」を踏まえ、市民の生涯にわたる学習活動や社会参加活動を支援する。</p> <p>市民が培った知識や技術等を地域社会にいかすための場の検討を行い、多様な人材の発掘、指導者の育成を図る。</p> <p>青少年教室を通じてリーダーシップ、グループワークなどの大切さを学習する場を提供する。</p>		
一次 (内部) 評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	第五次生涯学習推進計画の推進	社会教育関係団体補助金 2,829,764 円 郷土芸能連絡協議会交付金 252,000 円 第 5 4 回市民文化祭 (1 1 月 3 日～ 2 3 日の土・日・祝日) を開催。参 加者 約 6,250 人	A
	地域の自主団体が行う事業に対し補助金を交付することにより当該事業を充実し、もって武蔵村山市における生涯学習の振興及び自主団体の育成を図る。 (文化振興課)		
2	指導者の育成と人材の活用	第 2 6 回生涯学習フェスティバル 日時：令和 6 年 3 月 3 日 (日) 午前 1 0 時～午後 3 時 場所：武蔵村山市役所市民駐車場 武蔵村山市民会館 参加者数：約 1,000 人 参加団体：2 2 団体	A
	市民自らの学習活動の支援のため「生涯学習フェスティバル」を開催し、ボランティアの活用も同時に行う。 (文化振興課)		
3	青少年リーダーの育成	令和 5 年度実績 ・「親子で学ぶネットトラブル」 全 1 回 2 名 ・「エッグマラカスづくり」 ※参加者少なく中止 ・my おうちバッグづくり教室」 ※参加者少なく中止 ・「戦争について考えよう」 ※参加者少なく中止	B
	青少年教室を通じて、リーダーシップ、グループワークなどの大切さを学習する場を提供する。 (文化振興課)		
総合評価			
A		A : 一次 (内部) 評価における S 及び A の割合が 5 割以上	

		B : 一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
		C : 一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	≪説明≫ 生涯学習の推進においては、概ね取組の成果を上げることができた。今後も引き続き事業を継続し市民の生涯学習活動や社会参加活動を支援する。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課	文化振興課 生涯学習係		
具体的施策	番号	生涯学習情報の提供と学習機会の充実	
	4 2		
予 算 額 (決算額)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (当初)
	4,856 千円 (3,999 千円)	5,413 千円 (4,172 千円)	4,870 千円
趣旨・概要	<p>市政に対する理解を深めることを目的に、市の職員等が出向き行う出前講座の充実を図る。</p> <p>市民の生活課題や今日課題など、市民の多様な学習ニーズに応えるための講座を開催する。</p> <p>自宅等から公用施設の空き状況検索や予約を行うことのできる公共施設予約システムを運用し、生涯学習活動の支援及び公共施設利用の利便性の向上を図る。</p>		
一 次 ( 内 部 ) 評 価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事業概要		
1	出前講座の充実	講座数については、令和 5 年度に目標数とした 7 0 講座に達成した。 令和 4 年度開催回数 4 4 回 令和 5 年度開催回数 2 0 回	A
	出前講座の講座数を 70 講座とすることを目標とする。  (文化振興課)		
2	生涯学習講座の充実	令和 5 年度実績 ○市民講座 ・「災害・防災・非常時に役立つアウトドア体験講座」 全 1 回 8 人 ・「狭山茶と過ごす」 全 1 回 8 人 ・市民企画講座 「ストレス解消と心の健康：年末から年始へのアプローチ」 全 1 回 9 人 ○シルバー教室 ・「ステップアップ講座：スマートフォン講座【中級】」 全 2 回 3 0 人 ・「健康講座～寝たきりにならない～」 全 2 回 1 4 人 ・「スマートフォン講座【初級】」 全 2 回 2 9 人	A
	一般成人及び高齢者を対象に、生活上の知識や技能等の学習機会を提供し、自己の充実及び生活の向上に資する講座や教室を行う。  (文化振興課)		
3	生涯学習情報提供システムの整備	公共施設予約システム等を活用した生涯学習活動に関連する情報の提供については、更なる検討が必要である。 キャッシュレス決済については、利用者の支払い方法の選択肢が増えたことで徐々にではあるが増えてき	B
	市民グループや団体に対して、学習内容、指導者の派遣、活動場所等運営に関する情報提供の充実を図ると共に、公共施設予約システ		

	ムの運用により、生涯学習の支援及び施設利用の利便性の向上を図る。 (文化振興課)	ており、前システムと比べると苦情や要望はほぼ無い状況である。	
<b>総合評価</b>			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
<b>今後の方針</b>			
	拡充	<説明> 今後も引き続き生涯学習情報の提供と学習機会の充実及び施設利用者の利便性向上に努める。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	文化振興課 生涯学習係		
具体的施策	番号	生涯学習施設・設備の整備	
	4 3		
予 算 額 (決算額)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (当初)
	342,024 千円 (299,654 千円)	127,023 千円 (120,114 千円)	125,321 千円
趣旨・概要	<p>音楽・芸術等文化活動に触れる機会と場所を提供するとともに、優れた芸術文化を鑑賞する機会を設け、市民の文化意識の高揚を図れるよう、市民会館の快適な利用に向けた整備を行う。</p> <p>市民にとって身近な学習施設になるよう、学習等供用施設の快適な利用に向けた整備を行う。</p> <p>公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担のあり方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、(仮称)生涯学習センターの整備を検討する。</p> <p>市民会館について、指定管理者制度を継続し、モニタリングを実施することで、施設の適正な管理運営に努める。</p>		
一次 (内部) 評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	市民会館の整備	市民会館における老朽化した設備等の改修工事を計画的に行うこととして令和5年度は大ホール舞台照明改修工事に伴う実施設計を実施した。	A
	市民会館における利用者の安全確保と利便性向上のため、適切な施設管理を行う。 (文化振興課)		
2	学習等供用施設の整備	令和5年度実績 中藤地区学習等供用施設の照明器具のLED化を行った。	A
	各地区学習等供用施設における利用者の安全確保と利便性向上のため、適切な施設管理を行う。 (文化振興課)		
3	(仮称)生涯学習センター整備の検討	公民館、図書館、市民会館などこれらの生涯学習施設の機能分担等の在り方に配慮し、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ(仮称)生涯学習センターの設置に向けた公共施設等整備・再編推進作業本部会において、令和5年度に当該施設の基本構想の先送りが決定した。	C
	生涯学習の推進、市民の利便性向上のため、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、(仮称)生涯学習センターの整備を検討する。 (文化振興課)		
4	市民会館の適正な管理運営	市民会館の管理運営について、令和5年度～令和9年度まで引き続き指定管理者制度を活用し、管理運営体制の効率化と計画的な維持管理に努める。	A
	令和5年度から令和9年度まで		

総合評価		
A		A : 一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上
		B : 一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
		C : 一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	<説明> 今後も引き続き学習等供用施設の快適な利用に向けた整備を行うとともに市民会館の適正な管理運営に努める。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主管課	図書館		
具体的施策	番号	図書館運営の充実	
	4 4		
予算額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	11,341千円 (10,616千円)	3,295千円 (2,917千円)	3,175千円
趣旨・概要	「武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画」に基づき、子供たちが自主的に読書をしようとする意欲や態度を育み、社会全体で子供の読書活動を推進することを目標としている。		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	第四次子供読書活動推進計画の推進	「武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画」の中で自主的な子供読書活動の推進に寄与するために新着本案内、小学生向けブックリストの発行、おはなしの会の実施、テーマ別図書の提示等の取組を行った。	A
	「第四次子供読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが自主的に読書に親しみ、読書習慣が身につくよう社会全体で子供の読書活動を推進することを目的として計画したもの。 (図書館)		
2	図書館の整備	(仮称)生涯学習センターの整備に係る基本構想の策定については、令和6年3月29日付広資料第219号において、公共施設等総合管理計画の次期計画を策定する中で、既存の公共施設の最適配置に向けた検討と合わせその在り方についても検討することとした。	—
	「武蔵村山市第四次生涯学習推進計画」において、市民の要望の高い、中央図書館と中央公民館の機能を併せ持つ(仮称)生涯学習センターの整備を幅広く検討することが位置づけられていることから、引き続き検討を行う。(図書館)		
3	近隣市町と連携した図書館の相互利用の実施	平成23年度 昭島市・瑞穂町の図書館との相互利用開始。	A
	市民の読書活動をより一層推進するため、近隣の市町の図書館の相互利用の充実に努める。 (図書館)	平成24年度 東大和市の図書館との相互利用開始。 平成26年度 立川市の図書館との相互利用開始。	
4	学校図書館との連携	学校司書連絡会等を通じて、図書館との連携を更に深めていく。図書館交換便の運用日についても可能な限り柔軟な対応をし、学校の利用の利便性を高める。	A
	学校で開催している学校司書連絡会に図書館の職員が出向き、研修及び情報交換などを行う。また、団体貸		

	出、読書相談、資料相談等の読書活動の推進に関する施策を充実する。		
5	電子図書の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年10月 「むさしむらやま電子図書館」を開設</li> <li>令和5年7月 市内小・中学校の児童・生徒等のタブレット端末を活用した学校利用を開始</li> </ul>	S
	電子図書館を導入する。電子図書館を開設し、電子書籍の充実を図り市民の文化的教養の高揚に寄与する。		
総合評価			
A	A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上		
	C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
○	拡充	≪説明≫ 各項目において、今後必要に応じ事業内容等の見直しを行い施策の充実に向けて検討を行う。	
	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

## 生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進に関する二次評価

- まちづくりや地域づくりが真に求められている時代において、生涯学習における環境整備はきわめて重要であり、魅力ある生涯学習施策が求められるところである。本市においては、全教育予算に占める生涯学習関連施策の割合が高いことから、地域の活性化やまちづくりに向けた市政の意気込みが感じられるところであり、高く評価したいと考えている。今後も生涯学習に向けた取組をさらに充実させ、市民の精神的な豊かさを支える教育行政を推進していただきたい。
- 生涯学習について何が推進されたのか、より具体的な記載を求めたい。
- 現状、市内の小中学生へのデジタル図書の認知度はほぼ無いので、もっと周知にも尽力すべきである。
- 図書館運営の充実について市内の小中学校のタブレット端末からデジタル図書へアクセスできるというものは、現代のシステムに合ったもので良い環境整備だと思います。各学校でタブレット端末の管理方法が異なると思いますので、生徒がタブレット端末で借りた本を“いつ・どのような場面で読めるのか”が気になった（休み時間中に読めるのか、授業時間内しかタブレット端末が触れないのか）。アクセスの機会が拡充されていくと、さらなる充実に繋がると感じた。

## 有識者の評価のまとめ

---

- 今年度の武蔵村山市教育委員会教育委員会事務事業点検・評価は、昨年度の点検・評価とは異なり、外部評価者による二次評価項目の対象を大きく絞り、重点的な第三者評価を行った。昨年度における全事業を対象とした二次評価も重要であるが、評価項目を年度ごとに計画的に抽出し、重点的な評価を実施することは、事務事業の成果と課題をより具体的かつ分析的に解明していく上で有益な手法であると考えられる。  
全体的には、限られた予算の中で、創意工夫のある施策立案と執行が行われており、事務局職員をはじめ学校及び教育委員会関連部署の職員の方々の努力の成果が伺われる。  
武蔵村山市教育委員会事務局におかれては、一次評価における自己評価と外部委員による第三者評価から明らかとなった成果と課題を改めて見つめ直し、市民にとって最も有益な施策の立案と執行に取り組んでいただきたいと願っている。
- 主管課の一次評価の記載内容について、「A」評価をつけるための書き方と捉えられる部分があるため、改善が必要と考える。

## **事業所管課による一次評価事業**



主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	確かな学力の定着	
	4		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	1,534千円 (1,529千円)	2,916千円 (2,857千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>「全国学力・学習状況調査」並びに東京都及び本市による「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等を通して、児童・生徒の学力の定着状況及び「学びに向かう力」等に関する意識を把握・分析する。</li> <li>各学校が学力に関わる諸調査の結果及び授業評価に基づいて「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的改善を図るとともに、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着を図るなど、確かな学力の定着を目指す。また、児童・生徒一人一人に確かな学力を身に付けさせる基盤となる学習意欲の向上及び学習規律の確立を図るため、自由な心を伸ばし、長所を引き出す指導、児童・生徒に向上心を高く持つ指導など、常に指導方法を工夫・改善し、子供の特性や習熟の程度に応じた学習集団を編成するなど、指導体制の工夫・改善に努める。</li> <li>学力向上策の一環として、小学校漢字検定及び中学校英語検定を実施する。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	学力調査の実施	<p>国、都、市調査を実施し、その成果を検証するとともに、教育委員会定例会で報告を行った。</p> <p>引き続き各学力調査を実施するとともに、その成果検証を各学校における授業改善の具体的手立てへとつなげていく。また、市調査については、国、都の調査と合わせて計画的・継続的な学力の向上を狙いとしねらいとして、令和4年度は実施学年を小学校第5学年及び中学校第2学年に変更・拡大した。</p>	A
	<p>児童・生徒の学力向上を図るために、「児童・生徒の学力向上を図るための調査(市調査)」、「児童・生徒の学力向上を図るための調査(都調査)」、「全国学力・学習状況調査(国調査)」を実施し、成果を検証するとともに、課題の把握・分析をします。</p> <p>(教育指導課)</p>		
2	授業改善推進プランの作成・活用	<p>授業改善推進プランについては児童・生徒の日頃の学習状況から見取り作成を行い、各学校のホームページで公開した。個々の教員が授業改善推進プランを作成することを通して、児童・生徒の実態を踏まえた日々の授業改善及び個に応じた指導の充実が図られた。</p> <p>引き続き諸学力調査の結果分析を</p>	A
	<p>国、東京都、本市の学力調査の結果及び児童・生徒の実態等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目</p>		

	指します。 (教育指導課)	通して把握した各学年の実態を踏まえ、授業改善推進プランを作成・活用することで、一人一人の児童・生徒に応じた指導の充実を図っていく。	
3	小学校漢字検定の実施 小学校4年生及び6年生の児童に、学力向上策の一環として、市独自の漢字検定を受験させることにより、目標に向かって努力する態度を育むとともに、学習習慣の定着を目的として実施します。 (教育指導課)	漢字検定事業は、平成17年度から小学校第3学年及び第4学年の全児童を対象とし、財団法人日本漢字能力検定協会が実施する漢字検定を受検させ、児童に技能検定試験合格という具体的な努力目標をもたせることで、学習に対する意欲の向上と基礎的・基本的な学力の定着を図ることを目的とし、実施してきたが、平成28年度からは本予算を縮小し、小学校第4学年全児童を対象として実施してきた。 平成30年度からは市独自の「武蔵村山市漢字検定」を作成し、小学校第4学年と第6学年を対象に、学習の定着が十分見込める2月に実施している。合格の児童には、市から合格証を渡すことにしている。	A
	総合評価		
A		A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上	
		C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	<<説明>> No.1: 学力調査の実施学年を小学校第6学年及び中学校第3学年とする。 No.2: 授業改善推進プランを作成・活用することで、一人一人の児童・生徒に応じた指導の充実を図っていく。 No.3: 「武蔵村山市漢字検定」の実施を継続するとともに、児童に検定合格という具体的な努力目標をもたせ今後も実施していく。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号		
	5	読書活動の推進と言語能力の育成	
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	14,359千円 (14,104千円)	14,359千円 (13,995千円)	15,006千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>各校で「学校図書館活用計画」を作成し、学校図書館担当教員、司書教諭、学校司書、ボランティア等が連携し、各学校で「読み聞かせ」を実施するなど、児童・生徒の読書活動を一層推進する。</li> <li>学校図書館と市立図書館の連携を強化するとともに、電子図書の導入を検討し、児童・生徒に読書活動を通して考える力や豊かな感性、情緒などを身に付けさせ、人間力の基礎となる「言語力」の育成を図る。また、学校図書館の利便性が高まるよう、環境整備を検討する。</li> <li>市内全小・中学校に1名ずつ専任の学校司書を配置し、学校における読書活動を推進する。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	読み聞かせの実践	小学校においては年間を通じて学級担任や学校司書による児童への読み聞かせを行った。	A
	学級担任や上級生、ボランティア等により、各学校で「読み聞かせ」を実施し、読書への関心を高めます。 (教育指導課)		
2	学校図書館の利用促進	学校司書連絡会を5回開催し、各校で作成した学校図書館活用計画に基づいた学習支援及び利用促進活動について指導主事より助言を行った。	A
	児童・生徒に親しまれる図書や調べ学習に役立つ図書資料を充実させるとともに、学校図書館の利用促進を図るための利用指導を行います。 (教育指導課)		
3	学校司書の配置と活用の推進	市内全小・中学校に1名ずつ専任の学校司書の配置を行い、図書の貸出しや蔵書の整理等、円滑な学校図書館の運営ができています。	A
	市内全小・中学校に1名ずつ専任の学校司書を配し、学校における読書活動を推進し、児童・生徒に豊かな感性や情緒を身に付けさせるとともに、言語力の育成を図ります。 (教育指導課)		

総合評価		
A		A : 一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上
		B : 一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
		C : 一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	< 説明 > No.1 : 学級担任や上級生、ボランティア等により、各学校で「読み聞かせ」を実施し、読書への関心を高める。 No.2 : 児童・生徒に親しまれる図書や調べ学習に役立つ図書資料を充実させるとともに、学校図書館の利用促進を図るための利用指導を行う。 No.3 : 学校図書館の円滑な運営を行い、児童・生徒の読書活動の推進を図る。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	体力向上策の推進	
	6		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童・生徒一人一人の体力の向上及び健康の保持増進を図るため、学校・家庭及び地域が連携した体力向上策を推進する。</li> <li>・ 東京都教育委員会と連携し、体力テストを実施し、「体力向上全体計画」を作成するとともに、体育授業の改善に役立てる。</li> <li>・ 各校の「体力向上全体計画」を踏まえ、体力の向上及び健康の保持増進を図るため、体育の時間内で運動量を増やすなど、指導法の工夫・改善を図る。</li> </ul>		
一 次 ( 内 部 ) 評 価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事業概要		
1	東京都統一体力テストの実施・分析	全校1学期中に体力テストを実施し、自校の体力課題を把握するとともに、結果を分析し、授業改善推進プランを作成している。また、次年度の自校の体力向上の取組に反映することとした。	A
	東京都教育委員会と連携し、体力テストを実施することにより、児童・生徒の体力の実態を把握し、実態に応じた「体力向上全体計画」を作成するとともに、体育授業の改善に役立てます。 (教育指導課)		
2	体力向上に向けた指導法の工夫・改善	各小・中学校で作成した体力向上全体計画を基に、体力向上及び健康の保持増進に係る取組を推進した。 また、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育むための体育及び保健体育の授業改善に努めた。	A
	各校の「体力向上全体計画」を踏まえ、体力の向上及び健康の保持増進を図るため、体育の時間内で運動量を増やすなど、指導法の工夫・改善を図ります。 (教育指導課)		
総合評価			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	《説明》	

○	現状維持	No.1：東京都教育委員会と連携した体力テストを実施し、市全体及び各学校の体力の変化を経年で分析し、それぞれの取組の成果と課題を検証するとともに、今後の体力向上に向けた取組に資する分析を行っていく。
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	食育の充実	
	7		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>「健やかプラン(第三次健康増進計画・第三次食育推進計画・第二次母子保健計画)」を踏まえ、学校、家庭及び地域等と連携し、食育を推進する。</li> <li>各学校では、「食に関する指導全体計画」に基づき、食育リーダー及び食育推進チームを中心とした指導体制を一層充実するとともに、食品ロスの削減に向けた取組や、望ましい食習慣など健康的な生活習慣の形成を促進する。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	「健やかプラン」の推進	生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、児童一人一人が望ましい食生活の基礎・基本と食習慣を身に付け、食事を通じて自らの健康管理ができることを目指した食に関する全体指導計画を市内全校が作成し、計画に基づく食育指導を行った。	A
	健やかプラン(第三次健康増進計画・第三次食育推進計画・第二次母子保健計画)を踏まえ、各学校で食育リーダーを選任し、食に関する指導全体計画を作成し、家庭へ情報発信を行うほか、学校給食を通じて食育を推進します。 (教育指導課)		
総合評価			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ 食に関する指導全体計画を作成し、家庭へ情報発信を行うほか、学校給食を通じて食育を推進する。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	心と身体の健康管理の充実	
	8		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校生活に必要な健康の保持増進を目的として、学校保健安全法に基づく定期健康診断や健康相談を実施するとともに、保健室の利用環境の向上などにより、児童・生徒の健康管理の充実を図る。</li> <li>・ 各学校において、病気の予防やけがの応急手当などについて、正しい知識を身に付けられるように保健指導の充実を図る。</li> <li>・ 児童・生徒の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、児童・生徒が相談しやすい環境を整備することにより、悩みや不安について早期に対応し、心の健康管理の充実を図る。</li> <li>・ 「第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」を推進し、学齢期の歯と口の健康づくりに努める。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	保健指導の充実	感染症や虫歯の予防等について学校掲示物の掲示や便りの発行、保健や保健体育科保健分野の授業を通じて、児童・生徒が正しい知識を身に付け、実践できるよう保健指導を行った。	A
	各学校において、保健指導を充実させ、病気の予防やけがの応急手当などについて、正しい知識を身に付けられるようにします。 (教育指導課)		
2	心の健康管理の充実	各学校にスクールカウンセラーを1名配置(第五中学校のみ2名)し、相談体制を整備するとともに、小学5年生及び中学1年生を対象としてスクールカウンセラーによる全員面接を実施した。	A
	各学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制を整備するとともに、小学5年生及び中学1年生を対象としてスクールカウンセラーによる全員面接を実施するなど、教育相談を充実させます。 (教育指導課)		
総合評価			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		

今後の方針		
	拡充	≪説明≫ No.1：病気の予防やけがの応急手当などについて、児童・生徒が正しい知識を身に付けられるように保健指導の充実を図る。 No.2：引き続き、各学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制を整備する等、教育相談の充実を図る。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号		
	9	安全教育の充実	
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症などの感染症の学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があるため、学校における感染症対策などの衛生管理に努める。</li> <li>児童・生徒が自分で自分の身を守るようにするため、各校の安全指導計画や自然災害を含めた避難訓練実施計画等に基づき、家庭や地域との連携により、生活安全、災害安全及び交通安全の3領域について、計画的な指導を行う。</li> </ul>		
一 次 ( 内 部 ) 評 価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	学校における衛生管理の充実	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へ移行したことに伴い、児童・生徒が健康で安全な生活を送れるよう、学級活動等において基本的な感染症予防の正しい知識の普及を行った。</p>	A
	<p>日常生活における健康観察や衛生管理を充実させ、児童・生徒が健康で安全な生活を送れるようにするとともに、感染症への正しい知識の普及と予防対策を実施します。 (教育指導課)</p>		
2	学校安全計画の作成と安全指導の充実	<p>各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月1回実施する安全指導日等を通して、様々な想定により生活安全・災害安全・交通安全の3領域について計画的に指導し、児童・生徒が自分の身を自分で守れるよう指導した。</p>	A
	<p>各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月1回実施する安全指導日等を通して、様々な想定により生活安全・災害安全・交通安全の3領域について計画的に指導し、児童・生徒が自分の身を自分で守れるようにします。 (教育指導課)</p>		
3	避難訓練の実施	<p>各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を毎月1回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとともに、自分や他者の安全を守ろうとする態度を育成した。</p>	A
	<p>各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を毎月1回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとと</p>		

	もに、自分や他者の安全を守ろうとする態度を育みます。 (教育指導課)		
<b>総合評価</b>			
A		A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上	
		C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上	
<b>今後の方針</b>			
	拡充	<<説明>> No.1: 児童・生徒が健康で安全な生活を送れるようにするため正しい知識を身に付けられるようにする。 No.2: 各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月1回実施する安全指導日等を通して、様々な想により生活安全・災害安全・交通安全の3領域について計画的に指導し、児童・生徒が自分の身を自分で守れるようにする。 No.3: 各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を毎月1回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとともに、自分や他者の安全を守ろうとする態度を育む。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	G I G Aスクール構想の推進	
	1 0		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省が提唱する「G I G Aスクール構想」の実現のために整備した、一人1台端末や高速大容量の通信ネットワークを最大限に活用し、多様な子供たち一人一人に個別最適化された学びを提供し、資質・能力を一層確実に育成できる環境整備と、効果的な学習指導に努める。</li> <li>一人1台端末の活用にあたっては、日常の学習活動や生活の中で活用していくとともに、教員に対する研修を行ったり、学校間での情報共有を行ったりするなど、効果的な活用を努める。</li> <li>学習指導要領において、プログラミング教育を推進することは、「コンピュータを理解し上手に活用していく力を身に付けることは、あらゆる活動においてコンピュータ等を活用することが求められる子供たちにとって極めて重要」とされていることから、一人1台端末に整備されたアプリケーションを活用することはもとより、様々な教科等で指導するなど、プログラミング教育の充実を図る。</li> <li>情報モラル及び情報リテラシー教育の徹底により、インターネットなどの正しい利用方法の指導を行うとともに、インターネット活用に関連する多種多様な危険や犯罪に巻き込まれないよう、情報教育の充実を図る。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	小・中学校コンピュータ等の活用の推進	各校において、一人1台端末の授業における様々な場面での活用や、持ち帰っての課題への取り組みを通じて、児童・生徒の情報活用能力を育成してきた。	A
	急速に進展する情報化社会において、コンピュータ等を利用した学習を通じ、児童・生徒に情報活用の基本的ルールを習得させるとともに、主体的に情報を収集・選択し、活用する能力を身に付けさせます。 (教育指導課)		
2	プログラミング教育の充実	各小学校において作成したプログラミング教育年間指導計画に基づき、各教科において一人1台端末を活用する等して、物事を順序立てて論理的に考える力の育成を図った。	A
	一人1台端末によるソフトの活用や、プログラミング教材を用いるとともに、様々な教科においてプログラミング的思考を育みま		

	す。 (教育指導課)		
3	情報モラル及び情報リテラシー教育の充実	各学校においてSNS東京ノート等を活用し情報モラルを含む情報活用能力の育成を図った。	A
	コンピュータや図書館を利用した学習を通して、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル及び情報リテラシーについての指導を推進します。 (教育指導課)		
<b>総合評価</b>			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
<b>今後の方針</b>			
	拡充	≪説明≫ No.1 : 引き続き、一人1台端末を利用した学習を通じ、児童・生徒に情報活用の基本的ルールを習得させるとともに、主体的に情報を収集・選択し、活用する能力を身に付けさせる。 No.2 : 一人1台端末によるソフトの活用や、プログラミング教材を用いるとともに、様々な教科においてプログラミング的思考を育む。 No.3 : 引き続き、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル及び情報リテラシーについて、SNS東京ノート等を活用し情報モラルを含む情報活用能力の育成を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	国際理解教育の推進	
	1 1		
予 算 額 (決算額)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (当初)
	41,279 千円 (37,207 千円)	41,323 千円 (36,562 千円)	43,499 千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国の言語や文化について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、中学校におけるALT（外国語指導助手）などの活用について一層の推進を図る。</li> <li>外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する外国語活動の充実を図る。</li> <li>小学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「武蔵村山市立小学校英語活動モデルカリキュラム」に基づいた指導や、ALTや英語活動支援員などを活用し、コミュニケーション能力の素地を養う指導の充実を図る。</li> <li>帰国子女や外国籍の児童については、日本社会の生活に速やかに適応できるよう、日本語指導及び生活指導の充実を図る。</li> </ul>		
一 次 ( 内 部 ) 評 価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事業概要		
1	ALT（外国語指導助手）の派遣・配置	<p>ALTは、各中学校に1名ずつ、計5名を配置している。</p> <p>中学校においては、英語科教員の助手としてティーム・ティーチングを通してコミュニケーション能力の向上を図っている。</p> <p>小学校においては、週1～2日の派遣の中で、主に外国語活動の助手、さらには国際理解教育の促進に寄与している。</p>	A
	<p>外国語（英語）教育及び外国語活動（英語活動）の充実を図るとともに、国際理解教育を一層推進するため、「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」により、各小・中学校にALT（外国語指導助手）を派遣・配置します。</p> <p>（教育指導課）</p>		
2	小学校英語活動支援員の配置	<p>英語活動支援員は、各小学校に計9名を配置している。</p> <p>児童が積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を補助し、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養っている。</p>	A
	<p>小学校における外国語活動（英語活動）を通して、コミュニケーションへの興味・関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、各小学校に英語活動支援員を配置します。</p> <p>（教育指導課）</p>		

3	<p>帰国子女等指導助手の配置</p> <p>帰国子女や外国籍の児童が、学校生活に適應できるよう、小中一貫校村山学園小学部の「日本語学級」に、帰国子女等指導助手を配置し、日本語指導等を行います。 (教育指導課)</p>	<p>小中一貫校村山学園に設置されている日本語学級に、帰国子女等指導助手を配置し、担任の助手として、帰国子女等に日本語を習得させるための指導・助言を行うとともに、日本の正しい生活習慣を身に付けさせるための指導・助言を行った。</p>	A
総合評価			
A		A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上	
		C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	<p>《説明》</p> <p>No.1 : 引き続き、ALTの派遣・配置を実施し、全小・中学校において、児童・生徒への個に応じたきめ細やかな外国語指導を通して、学習意欲の向上や学力の向上を図るためのティーム・ティーチング等による指導を充実させていく。</p> <p>No.2 : 令和2年度から、小学校外国語科及び外国語活動の全面実施を開始した。全小学校において、児童への個に応じたきめ細やかな英語指導を通して、学習意欲の向上や学力の向上を図るためにティーム・ティーチング等による指導を充実させていく。</p> <p>No.3 : 引き続き、帰国子女等指導助手の配置を実施し、帰国子女等への個に応じたきめ細やかな日本語指導等を通して、社会生活に速やかに適應するための指導を充実させていく。</p>	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	日本の伝統・文化教育の充実	
	1 2		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、児童・生徒の発達の段階を踏まえ、各教科等を通じて、日本の伝統や文化、東京都や本市の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図る。</li> <li>我が国や郷土を愛し、伝統や文化を継承・発展させようとするとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育む教育を推進する。</li> <li>体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育む。</li> <li>郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育む。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	各教科等における日本の伝統・文化教育の推進	社会科等を中心に教育活動全体を通じて、我が国の歴史や文化を学ぶとともに、特別の教科道徳や特別活動等の学習を通じて、文化を継承しようとする気持ちを醸成してきた。	A
	教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨を踏まえ、各教科等において、日本の伝統・文化教育を推進し、児童・生徒が我が国の歴史や文化を継承していこうとする気持ちをもてるようにします。 (教育指導課)		
2	体験活動を通じた日本の伝統・文化教育の推進	餅つき、菊づくり、絵手紙づくり、箏(そう)演奏などの体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育んできた。	A
	餅つき、相撲、菊づくり、絵手紙づくり、箏(そう)演奏などの体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育む教育を推進します。 (教育指導課)		
3	地域との連携による伝統・文化教育の推進	小学校において村山大島紬作り体験や茶摘み体験を実施する等、郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、伝統や文化を継承しようとする	A
	地域の人材との連携により、村山大島紬やお茶、蚕、		

	うどんなど、郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育みます。 (教育指導課)	る態度を育んできた。	
<b>総合評価</b>			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
<b>今後の方針</b>			
	拡充	<<説明>> No.1: 各教科等において、日本の伝統・文化教育を推進し、児童・生徒が我が国の歴史や文化を継承していこうとする気持ちを持てるようにする。 No.2: 餅つき、絵手紙づくり、箏(そう)演奏などの体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育む教育を推進する。 No.3: 郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育む。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	キャリア教育の充実	
	1 3		
予 算 額 (決算額)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (当初)
	3,521 千円 (2,950 千円)	3,521 千円 (3,136 千円)	3,521 千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中一貫教育の視点を踏まえ、児童・生徒が自らの生き方を考え、自らのキャリア形成のために必要な様々な基礎的・汎用的能力を育成するため、「キャリア教育全体計画」に基づき、地域や企業と連携した計画的・組織的なキャリア教育・進路指導を推進する。</li> <li>・ 中学校では職場体験を引き続き実施し、働くことの意義について生徒の理解を深める。</li> <li>・ 教育活動に地域の人材を活用し、地域に根差した教育や、世代間交流を促進する。</li> <li>・ 小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫された個人評価ツール「キャリア・パスポート」を活用し、児童・生徒が主体的に学びに向かう力を育み、自己実現を図っていくことができるよう取り組む。</li> </ul>		
一次 (内部) 評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	キャリア教育全体計画の作成と各教科等におけるキャリア教育の推進	各校においてキャリア教育に関わる全体計画に基づき、人間関係形成力やキャリアプランニング能力等の基礎的・汎用的能力の育成に努め、望ましい勤労観を育んできた。	A
	各学校において「キャリア教育全体計画」に基づき、計画的にキャリア教育を推進し、児童・生徒が将来への夢をもてるようにするとともに、望ましい勤労観を育みます。 (教育指導課)		
2	中学校での職場体験活動の実施	令和 5 年度は市内全中学校の第 2 学年において、3 日程度の職場体験を実施した。受入先については、学区の店舗だけでなく、市の公共施設やイオンモールなどにも依頼をしている。	A
	市内全中学校において、2 年生による職場体験活動を行い、働くことの意義や勤労観・職業観を育むとともに、主体的に進路を選択できる能力や態度を育成します。 (教育指導課)		

3	教育ボランティアの活用	全小・中学校に教育ボランティアを派遣し、授業等を含めた様々な場面において活用した。令和5年度は、市内全小・中学校に延べ2,614日の教育ボランティアを派遣した。授業等において個に応じた指導を充実させ、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着が図られた。	A
	教育活動に地域の人材を活用し、地域に根差した教育や、世代間交流を促進し、児童・生徒が自らの生き方を考えられる機会を確保します。 (教育指導課)		
総合評価			
A		A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上	
		C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1: 各学校において「キャリア教育全体計画」に基づき、計画的にキャリア教育を推進し、児童・生徒が将来への夢をもてるようにするとともに、望ましい勤労観を育む。 No.2: 市内全中学校において、2年生による職場体験活動を行い、働くことの意義や勤労観・職業観を育むとともに、主体的に進路を選択できる能力や態度を育成する。 No.3: 地域人材等を活用し、個に応じた指導を一層充実させ、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着及びそれらを活用した思考力・判断力・表現力の育成を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進	
	17		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<p>・ 各学校が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育において、5つの資質(「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」)の育成と関連付けて発展させてきた活動又はこれを契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校経営方針、教育目標、児童・生徒の実態等に鑑み、学校の特色としてこれからも継続させる活動を今後は「学校2020レガシー」として展開する。</p>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	「学校2020レガシー」の構築に向けた取組	オリンピック・パラリンピック教育で重点的に育成してきたボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚等の資質を育成するため、これまで培ってきたネットワークや家庭・地域との連携を生かした体験活動を実施した。	A
	オリンピック・パラリンピック教育で取り組んできた活動の中でこれからも継続させていく活動を「学校2020レガシー」として展開します。 (教育指導課)		
総合評価			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	<説明> オリンピック・パラリンピック教育で取り組んできた活動の中でこれからも継続させていく活動を「学校2020レガシー」として展開する。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	コミュニティ・スクールの充実	
	18		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<p>・保護者や地域住民などが学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任をもって学校運営に参画するコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)等を充実させ、学校・家庭及び地域等が連携して、共に児童・生徒を育てるという視点に立った学校づくりを一層推進する。</p> <p>・学校評議員及び学校関係者評価委員会は、学校運営協議会がその機能を併せ持つ組織として運営していく。</p>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	コミュニティ・スクールの充実	<p>定期的に行われる学校運営協議会において、地域と学校との積極的な情報交換が行われている。学校運営協議会主催の行事等も発案・企画されるなど、地域とともに教育活動が展開されている。また、学校評価に委員の方の意見を反映させることで、次年度への取組に向けて改善を図ることができている。</p>	A
	<p>コミュニティ・スクールとしての特色を生かした学校運営を推進し、中学校区を中心に、地域と学校が連携した児童・生徒の育成を一層充実させます。 (教育指導課)</p>		
総合評価			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	<p>《説明》 引き続き、コミュニティ・スクールを実施し、地域に開かれた学校運営を目指す。また、学校運営協議会の発案による、新たな教育施策の推進も図る。</p>	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	学校公開の実施	
	19		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校における学校公開を実施し、児童・生徒の学習状況などを公開する。</li> <li>・ 学校だよりや学校ホームページなどを活用し、各学校の学校経営方針や教育活動などを保護者及び地域に積極的に公開・公表する。</li> <li>・ 小・中学校における道徳科の時間の充実を図るとともに、道徳授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育む。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	学校公開等の実施	各学校の学校経営方針や教育活動などの情報を広く保護者・地域等に発信するため、学校公開を各校で実施した。	A
	保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校で学校公開を実施します。また、各学校の学校経営方針や教育活動などの情報を広く保護者・地域等に発信していきます。 (教育指導課)		
2	保護者・地域への授業公開	ゲストティーチャーを招いての授業を土曜日に実施するなど、各校において工夫して授業公開を実施した。	A
	各学校の実態に合わせて、定期的に保護者・地域への授業公開を行います。また、ゲストティーチャーを招いての授業を土曜日に実施するなど、工夫して実施します。 (教育指導課)		
3	道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実【再掲】	各学校において道徳授業地区公開講座を実施し、保護者及び地域に特別の教科 道徳の授業を参観いただいた。また、授業後は参観された保護者等を交えた意見交換会を実施した。	A
	小・中学校における道徳科の充実を図るとともに、道徳科の授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊か		

	な心を育めるようにします。 (教育指導課)		
<b>総合評価</b>			
A		A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上	
		C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上	
<b>今後の方針</b>			
	拡充	≪説明≫ No.1 : 保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校で学校公開を実施する。また、各学校の学校経営方針や教育活動などの情報を広く保護者・地域等に発信する。 No.2 : 各学校の実態に合わせて、定期的に保護者・地域への授業公開を行う。また、ゲストティーチャーを招いての授業を土曜日を実施するなど、工夫して実施する。 No.3 : 小・中学校における道徳科の充実を図るとともに、道徳科の授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにする。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育総務課 教育政策係		
具体的施策	番号	広報の充実	
	20		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校行事などのタイムリーな話題をはじめ、特色ある様々な学校の情報を、保護者、地域の方々にわかりやすく発信するため、学校ホームページの充実に努める。</li> <li>学校だよりや一斉配信メールにより、各校の教育情報を迅速・的確に発信する。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	学校ホームページの充実	学校ホームページや学校からのX(ツイッター)等を活用することにより、学校で行われている行事や日常について周知を図ることができ、保護者や地域の方々に学校に関するタイムリーな情報を発信することができた。	A
	学校行事などのタイムリーな話題をはじめ、特色ある様々な学校の情報を、保護者、地域の方々に分かりやすく発信するため、学校ホームページの充実に図ります。 (教育総務課)		
2	一斉配信メールの実施	学校から家庭に速やかに連絡できるよう連絡体制を敷いている。	A
	教育情報を迅速かつ的確に家庭へ提供し、学校と家庭の円滑な連絡体制を構築します。 (教育総務課)		
総合評価			
A	A：一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C：一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ 引き続き学校の出来事について広く周知を図るとともに、学校と家庭との連絡体制の充実に努める。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	文化振興課 生涯学習係		
具体的施策	番号	新・放課後子ども総合プラン事業の推進	
	2 1		
予 算 額 (決算額)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (当初)
	44,168 千円 ( 37,009 千円 )	50,646 千円 ( 43,209 千円 )	51,817 千円
趣旨・概要	<p>児童が放課後も適切な遊びや安全な居場所を確保できるよう、学校、家庭及び地域と連携しながら、学校の余裕教室などを活用し、「放課後子供教室」を運営する。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、「学童クラブ」や「放課後子供教室」の拡充と連携により、子供たちが放課後等を安全・安心に過ごし、学習や遊びなど多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを進める。</p>		
一次 (内部) 評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	放課後子供教室の充実	全 9 校で実施。9 名のコーディネーター、121 名のサポーターで運営。一時不足していたサポーターも募集活動を行い、定員を満たす。平日給食実施日に年間約 185 日実施し、子供たちの放課後の居場所となっている。年に 1 回、各教室で独楽まわしイベントも開催。	A
	令和 4 年度より小学校全校で実施。 (文化振興課)		
2	一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営	同じ校内・敷地内にある学童クラブとは一体型運営として、併用利用可能となっている。放課後の時間帯に子供たちが行き場をなくすことなく、安心・安全な一体的な体制を取っている。イベントなどを通して、学童クラブ・放課後子供教室の垣根なく交流している。	A
	学校敷地内に学童クラブが設置されている 6 校での一体型事業の開催を目標とする。 (文化振興課)		
総合評価			
A	A : 一次 (内部) 評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
	B : 一次 (内部) 評価における B の割合が 5 割以上		
	C : 一次 (内部) 評価における C の割合が 5 割以上		
今後の方針			
	拡充	< 説明 > 引き続きサポーターの確保に努め、教室が休むことのないよう努める。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主管課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	家庭教育の支援	
	22		
予算額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<p>・ 「レッツ・チャレンジ」などの啓発パンフレットなどを用いて、家庭教育の重要性を常に発信し、子供たちが、家庭において基本的な学習習慣、生活習慣などを身に付けることができるよう、家庭教育を支援する。</p>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	<p>家庭教育の啓発資料の配布 家庭教育を支援するため、「レッツ・チャレンジ」等の啓発パンフレットなどを基に、各校で作成した啓発資料を各家庭に配布します。 (教育指導課)</p>	<p>「家庭における5つの実践」については、武蔵村山市第二次教育振興基本計画より内容に盛り込み、市全体で取り組むべき内容として全ての教職員に周知するとともに、転入教職員研修会においても配布した。また、保護者会等で活用し、各家庭の啓発を図るための説明をした。</p>	A
総合評価※			
A	A：一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C：一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	<p>《説明》 「家庭における5つの実践」啓発パンフレットの内容を活かし、教育委員会や各校で資料を作成・配布することを通して、家庭教育の啓発を図っていく。</p>	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主管課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	カリキュラム・マネジメントの推進	
	23		
予算額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、学校の教育目標や目指す子供像などを、家庭・地域と共有しながら、教育活動の質の向上を目指す。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	カリキュラム・マネジメントの推進	各校において教育課程の編成、実施、評価改善を計画的かつ組織的に進め教育の質を高め学校の特色を生かしたカリキュラムの編成に努めた。	A
	<p>学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図ります。</p> <p>(教育指導課)</p>		
総合評価			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	<<説明>> 教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	児童・生徒の安全確保	
	24		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頻発する交通事故や犯罪による被害、新型コロナウイルス感染症の拡大、自然災害への脅威など、子供たちの周りには危険が多くあることから、家庭、地域ボランティア及び関係機関と連携し、児童・生徒の安全確保に努める。</li> <li>・ 地域の住民等の協力によって行う子ども安全ボランティアをサポートするなど、登下校時等における安全見守りを徹底する。</li> <li>・ 防犯対策として、防犯パトロールによる巡回や子供の見守り活動を補完する防犯カメラを運用し、児童・生徒の安全を確保する。</li> <li>・ 児童・生徒が安全にかつ安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の安全点検を徹底する。</li> <li>・ 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立する。</li> <li>・ 児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用した犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、セーフティ教室を開催する。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	保護者・地域との連携による安全確保体制の確立【再掲】	大規模災害等の発生時を想定した引き渡し訓練を実施し、非常時の対応について、保護者と連携を図った安全確保体制の構築に努めた。	A
	大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立します。 (教育指導課)		
2	セーフティ教室の開催【再掲】	各学校で年に1回、東大和警察署等と連携したセーフティ教室を実施し、交通事故防止やSNSの利用に関連した危険やトラブルを未然に防止するための安全指導を行った。	A
	児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用した犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスケアード・ストレイ		

	ト教育技法による交通安全教室を開催します。 (教育指導課)		
<b>総合評価</b>			
A		A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上	
		C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上	
<b>今後の方針</b>			
	拡充	≪説明≫ No.1 : 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立する。 No.2 : 児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用しての犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスクエア・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催する。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	教職員研修・研究の充実	
	28		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員の質の向上を図るため、夏季休業期間中を中心に校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭等、職層に応じた教職員研修を実施する。</li> <li>・ 校内全体で実施する授業研究を一層充実させ、教員同士の学び合いの場を設定し、授業力の向上を図る。</li> <li>・ 教職員の能力開発や指導力の向上のため、各種教職員研修の実施教職員が相互に授業実践について協議できるよう、各中学校区で授業実践を行う「小中一貫教育の日」を設定するとともに、東京都や関係機関と連携しながら、教職員の職層に応じた研修・研究の充実を図る。</li> <li>・ 小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科等への専門性の向上を図る。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	指導力向上に向けた各種教職員研修の実施	令和5年度は職層に応じた13の研修会を設定し、教職員の指導力の向上を図ってきた。	A
	教職員の質の向上を図るため、年間を通して校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭等、職層に応じた教職員研修を実施します。また、若手教員育成研修等を計画的に実施し、教職員の指導力向上を図ります。 (教育指導課)		
2	校内研修の推進	各校の実態に応じた教育課題を解決するための研究活動を行い、研究を通じて授業力の向上を図ってきた。	A
	校内全体で実施する授業研究を一層充実させ、教員同士の学び合いの場を設定し、授業力の向上を図ります。 (教育指導課)		
3	「小中一貫教育の日」の実施【再掲】	「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図った。	A
	毎年10月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業		

	の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図ります。 (教育指導課)		
4	小中学校教育研究会への支援の充実	高い専門性を有する学識経験者や指導主事を講師に招聘し、教育研究会の充実に資する取組を行ってきた。	A
	小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科等への専門性の向上を図ります。 (教育指導課)		
<b>総合評価</b>			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
<b>今後の方針</b>			
	拡充	≪説明≫ No.1 : 教職員の質の向上を図るため、年間を通して校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭等、職層に応じた教職員研修を実施する。また、若手教員育成研修等を計画的に実施し、教職員の指導力向上を図る。 No.2 : 引き続き教員同士の学び合いの場を設けた上、研究を通じた授業力の向上を図る。 No.3 : 毎年10月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図る。 No.4 : 小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科等への専門性の向上を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	授業改善の推進	
	29		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度、学校ごとに策定する「授業改善推進プラン」に基づき、子供たちに分かりやすい授業づくりと授業規律の確立を目指す。</li> <li>東京都教育委員会における特別訪問など、教科ごとに専門性の高い講師を招き、授業改善についての具体的な指導を受ける機会を設定する。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	<p>授業改善推進プランの作成・活用【再掲】</p> <p>国、東京都、本市の学力調査の結果及び児童・生徒の実態等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目指します。 (教育指導課)</p>	<p>授業改善推進プランについては児童・生徒の日頃の学習状況から見取り作成を行い、各学校のホームページで公開した。個々の教員が授業改善推進プランを作成することを通して、児童・生徒の実態を踏まえた日々の授業改善及び個に応じた指導の充実が図られた。</p>	A
総合評価			
A	A：一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C：一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	<p>《説明》</p> <p>引き続き諸学力調査の結果分析を通して把握した各学年の実態を踏まえ、授業改善推進プランを作成・活用することで、一人一人の児童・生徒に応じた指導の充実を図っていく。</p>	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育総務課 教育政策係 ・ 教育指導課 指導係・教職員係		
具体的施策	番号	教員の「働き方改革」の推進	
	30		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	38,281千円 (34,744千円)	39,688千円 (36,271千円)	40,732千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務改善やICT化の推進、学校を支える人員体制の確保などの多様な取組を複合的に実施するなど、教員の負担軽減を図ることや、教員の長時間労働の改善に努め、教育の質の向上を図る。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	校務支援システムの活用	令和5年度は、新たに小・中学校に着任した教職員を対象として、動画マニュアル等の資料配布により操作説明を行った。	A
	導入した校務支援システムを円滑に利用ができるよう、異動者に対する操作説明会等を随時行う。 (教育総務課)		
2	教員の「働き方改革」の推進	スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、補助教員などの会計年度任用職員を配置し、学校を支える人員の確保に努めた。 また、教員の負担軽減を図るため、全中学校にデジタル採点ソフトを導入するとともに、「武蔵村山市立学校職員の在校等時間の上限に関する方針」等を周知し、各学校の「働き方改革」を促した。	A
	教員の在校時間や校務の状況を適宜把握し、その改善を図りながら、教員の「働き方改革」を推進します。 (教育指導課)		
総合評価			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
○	拡充	≪説明≫ 東京都教育委員会が実施する社会の力活用事業補助金を活用し、特別非常勤講師を任用することで教員の負担軽減及び教育の質的向上を図っていく。	
	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主管課	教育指導課 指導係・教職員係		
具体的施策	番号	人材育成の推進	
	31		
予算額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員の質・能力を向上させるため、東京都教員人材育成基本方針及びOJTガイドラインを踏まえ、OJT実施体制、実施方法などを確立し、各校において、校内研修を中心に、日常的な職務を通しての人材育成を推進する。</li> <li>・ 学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図るとともに、将来の教育管理職候補者の育成を行う。</li> <li>・ 法定研修以外に、トレーナースタディ(7年次)、リーダースタディ(9年次)、管理職向け研修を実施し、市全体として計画的な人材育成を推進する。</li> <li>・ OJTの推進に当たっては、自己申告及び業績評価による人事考課制度を活用し、成果と課題について検証するとともに、必要な改善を行い、次の計画に反映する。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	OJTの推進	各学校において日常的な職務を通してのOJTを推進学校全体の教育力の向上及び組織的な課題解決を図ってきた。	A
	学校全体の教育力の向上及び組織的な課題解決のため、各学校において日常的な職務を通してのOJTを推進します。 (教育指導課)		
2	主幹教諭及び主任教諭の育成・活用	「輝け！未来の管理職候補者研修」を通じて、主幹教諭及び主任教諭の資質・能力を育成し、学校の組織的な課題解決能力の向上を図ってきた。	A
	学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図ります。また、将来の教育管理職候補者の育成を行います。 (教育指導課)		
3	人事考課制度を活用した人材育成の推進	校長ヒアリング等を通して、各教員のキャリアプラン等を把握するとともに、各種選考を受験する教員の掘り起こしを行った。 また、各学校においては、人事考課制度を活用し、キャリアプランを	A
	自己申告、業績評価による人事考課制度を活用し、個々の教員の資質向上・能力開発に役立てます。		

	(教育指導課)	形成させ、それに基づき指導育成を行った。	
<b>総合評価</b>			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
<b>今後の方針</b>			
	拡充	<<説明><> No.1 : 学校全体の教育力の向上及び組織的な課題解決のため、各学校において日常的な職務を通してのOJTを推進する。 No.2 : 学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図るとともに、将来の教育管理職候補者の育成を行う。 No.3 : 引き続き教員のキャリアプラン等を把握するとともに、各種選考を受験する教員の掘り起こしを行っていく。また、各学校においては、キャリアプランを形成させ、それに基づき指導育成を行っていく。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育指導課 指導係・教職員係		
具体的施策	番号	学校評価の充実	
	3 2		
予 算 額 (決算額)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (当初)
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校では、教育目標の達成に向け、校長の学校経営方針を一層明確にするとともに、進行管理を徹底し、学校全体でその具現化を図る。</li> <li>学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校運営の改善に生かすとともに、評価結果等については、広く保護者等に公表する。</li> <li>学校が行う自己評価の客観性・透明性を高めるため、学校運営協議会を活用するとともに、評価結果を公表し、学校・家庭及び地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進する。</li> </ul>		
一次 (内部) 評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事業概要		
1	学校経営方針の作成・推進	各学校において、教育目標の達成及び特色ある学校づくりの推進を図るために、校長は学校経営方針を作成し、その具現化に向けて短期的・中期的・長期的目標に基づいた学校経営を実施してきた。また、学校運営協議会で出された意見や学校評価の結果を踏まえ、年間を通して経営方針の内容の見直しを図りながら、地域に根差した特色ある学校づくりを推進してきた。	A
	各学校における教育目標の達成及び特色ある学校づくりの推進に向け、校長の学校経営方針を一層明確にするとともに、学校経営方針に基づいた進行管理表を作成し、学校全体でその具現化を図ります。 (教育指導課)		
2	学校評価による経営改善の推進	全ての小・中学校において、教育活動及びその他の学校運営の状況について自己評価及び学校関係者評価を行い、家庭学習の定着や読書活動の充実等、課題となった項目に対して次年度の教育課程編成に具体的に反映をさせた。また、評価結果については、各小・中学校のホームページに掲載するとともに、学校だより等において広く公表をした。	A
	学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校運営の改善に生かします。また、評価結果等については、広く保護者等に公表します。 (教育指導課)		
3	学校運営協議会の活用	全ての小・中学校において、教育活動及びその他の学校運営の状況について自己評価結果の共有を図り、学校・家庭及び地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進することができた。	A
	学校運営の改善に向け、学校運営協議会を活用し、学校が行う自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、評価結果を公表するこ		

	とにより、学校・家庭及び地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進します。 (教育指導課)		
<b>総合評価</b>			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
<b>今後の方針</b>			
	拡充	<<説明>> No.1 : 引き続き各学校において、具体的な学校経営方針を作成し、短期的・中期的・長期的目標に基づいた学校経営を実施するとともに、学校運営協議会や学校評価における地域等の意見を十分に踏まえ、地域に根差した特色ある学校づくりを推進していく。 No.2 : 引き続き学校内外からの学校評価を通して、各学校において、必要とされる教育機能を適切に果たし、地域に根差した特色ある教育活動が行えているか等について、客観的・総合的に分析し、教育活動全般の改善を図っていく。 No.3 : 引き続き学校内外からの学校評価を通して、学校・家庭及び地域の相互の一層の連携を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育総務課 教育施設係		
具体的施策	番号	学校施設・設備の整備	
	3 3		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	514,544千円 (358,635千円)	802,502千円 ( 575,238千円)	711,141千円
趣旨・概要	児童・生徒の安全確保や災害時の避難場所としての機能を高めるため、学校施設・設備の改修整備を計画的に行い、教育環境の向上を図る。		
一 次 ( 内 部 ) 評 価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	学校施設長寿命化計画に基づく施設整備	日常の維持管理、点検は専門技術者による法定点検（建築基準法第12条に基づく点検）と施設管理者による点検を効果的に併用しながら行った。	A
	学校施設を長く健全に使用するため、点検により劣化状況を的確に把握し、予防保全を行う。 (教育総務課教育施設係)		
2	学校施設(校舎・体育館、プール等)・整備の改修	(実施設計)第一小学校ほか1校校舎外装改修及び第二小学校窓枠棟建具改修工事に伴う実施設計委託ほか(工事)第二小学校屋内運動場外装改修及び照明LED化工事ほか	A
	学校施設の改修等を計画的に行い、教育環境の向上を図る。 (教育総務課教育施設係)		
3	校庭芝生の活用	芝生整備後、各学校で芝生維持管理組織(グリーン・サポーター)を構築し維持管理業者等の指導を受けながら、芝刈り作業、散水、備品の整備等を行い、適切な芝生の維持管理に努めた。	A
	情操教育、環境教育、体力向上等の視点から、芝生を有効に活用した教育活動を推進する。 (教育総務課教育施設係)		
総合評価			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	<<説明>> 各事業について、問題なく予定通り完了したことから今後も現状維持で事業に取り組みたい。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		

	廃止・休止	
--	-------	--

主 管 課	教育総務課 教育政策係		
具体的施策	番号	教育機器・機材の整備	
	34		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	5,248千円 (4,371千円)	5,385千円 (4,279千円)	0千円
趣旨・概要	GIGAスクール構想で整備したタブレットによる学習について、今後、デジタル教材の利活用が本格化し、大容量の通信が発生することが想定されることから、児童生徒が安定したネットワーク環境の下、ICTを活用した学習を行えるようネットワーク環境のアセスメントを行い、課題とその解決策の把握を行う。		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	教育機器・機材等の整備	児童・生徒が安定した校内通信ネットワーク環境の下、ICTをより活用した学習を行えるネットワーク環境を整備するため、ネットワーク環境の調査を実施し、校内ネットワークの改善案、インターネット接続環境の改善案、運用面の改善案等の把握を行った。	A
	児童生徒が安定したネットワーク環境の下、ICTを活用した学習を行えるようネットワーク環境のアセスメントを行い、課題とその解決策の把握を行います。 (教育総務課教育政策係)		
総合評価			
A	A：一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C：一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
○	拡充	≪説明≫ アセスメントの結果から得られた改善を要する箇所の解決に取り組む。	
	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育総務課 教育政策係		
具体的施策	番号	学校 I C T 環境の整備	
	3 5		
予 算 額 (決算額)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (当初)
	37,792 千円 ( 30,677 千円)	42,302 千円 ( 30,294 千円)	28,644 千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ G I G A スクール構想に係る 1 人 1 台端末などの教育用コンピュータなどの教育情報機器やネットワーク環境を計画的に整備し、I C T を活用した分かる授業を通じて児童・生徒の学習課題への興味・関心を高め、学習内容のより深い理解を促す。</li> <li>・ インターネットを介した児童・生徒との個別のやり取りや、端末を活用した学級内での意見集約など、授業における指導スキルを向上させるだけではなく、学校での校務における活用スキルの向上にも努める。</li> <li>・ 教員が児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保するとともに、情報の共有化、校務の効率化、セキュリティの強化等を図るため、校務支援システムの適切な運用を図る。</li> </ul>		
一 次 ( 内 部 ) 評 価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	教育用及び児童・生徒用コンピュータの整備	I C T 支援員を配置し、教員の I C T 活用のサポート体制の構築を図った。	A
	G I G A スクール構想に係る児童・生徒一人 1 台タブレット端末の活用を行う。 (教育総務課)		
2	校務用コンピュータの整備	令和 5 年度は、校務用パソコンの入替について検討委員会において、導入する端末の仕様や台数について検討を行い、プロポーザル方式により端末の導入業者を決定した。	A
	平成 3 0 年度に導入した校務用パソコンが令和 6 年 9 月末でリース満了を迎えることに伴い、更なる教職員の校務の効率化を図るため、現状を見直した上で入替に向けた検討を進めていく。 (教育総務課)		
3	校務支援システムの活用	令和 5 年度は、新たに小・中学校に着任した教職員を対象として、動画マニュアル等の資料配布により操作説明を行った。	A
	導入した校務支援システムを円滑に利用ができるよう、異動者に対する操作説明会等を随時行う。 (教育総務課)		
総合評価			

A	A : 一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
	B : 一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
	C : 一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針		
○	拡充	< 説明 > 令和7年度共同調達予定の児童・生徒一人1台端末の入替に向け検討を行う。また、新校務支援システムの稼働を通し教員の働き方改革の更なる推進を図る。
	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課	教育総務課 学事係		
具体的施策	番号	学校規模適正化の推進	
	36		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒により良い学習環境を提供するため、国等の今後の動向を踏まえ、学校規模等適正化基本方針を改定する。</li> <li>児童・生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導に向けて、各学校の少人数学級編成への対応を図る。</li> </ul>		
一 次 ( 内 部 ) 評 価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事業概要		
1	学校規模等適正化基本方針の改定 今後の市内の児童・生徒数の動向を分析する。 (教育総務課)	学校規模等適正化検討委員会を開催し、小中学校の学校規模を適正化できるよう検討した。	B
2	少人数学級編成への対応 各学校の少人数学級編成への対応を図る。 (教育総務課)	児童・生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導に向けて、各学校の少人数学級編成への対応を図った。 小学第1学年から第5学年が35人学級となった。	B
総合評価			
B	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1 : 学校規模等適正化検討委員会を開催し、学校規模等を検討する。 No.2 : 各学校の少人数学級編成への対応を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育総務課 学事係		
具体的施策	番号	通学区域と中学校学校選択制の推進	
	37		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	61千円 (54千円)	61千円 (49千円)	50千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育活動の効果を高めるため、通学環境や地域の実情を考慮し、通学区域の再編を検討する。</li> <li>教育を受ける側のニーズを尊重するとともに、特色ある学校づくりを推進するため、引き続き中学校学校選択制を実施する。</li> </ul>		
一 次 ( 内 部 ) 評 価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事業概要		
1	通学区域の再編	学校規模等適正化検討委員会を開催し、小中学校の学校規模を適正化できるよう検討した。	C
	地域の実情を考慮し、通学区域の再編を検討します。(教育総務課)		
2	中学校学校選択制の実施	保護者の意向に配慮するとともに、特色ある学校づくりを推進するため学校選択制を実施した。	A
	中学校による学校選択制を実施する。(教育総務課)		
総合評価			
C	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
○	拡充	<<説明> No.1: 昨年度に引き続き、学校規模等適正化検討委員会を開催し学校規模等を検討する。 No.2: 中学校による学校選択制を実施する。	
	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	学校給食課 学校給食センター		
具体的施策	番号	学校給食の充実	
	38		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	※地場食材購入額 10,120千円	※地場食材購入額 10,274千円	※地場食材購入額 千円
趣旨・概要	学校給食に地場食材を積極的に取り入れる。また、児童・生徒に身近な教材である学校給食を通して、食料の生産・流通や地域の食文化及び適正な食生活の理解を深める。		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	学校給食の充実	地元農業者の協力を得て、地元産の野菜・果物等23品目、34,559.5kg(児童・生徒1人当たり6.05kg)を学校給食で使用した。	A
	地元農業者の協力を得て、地元産の野菜・果物等を学校給食で使用する。 (学校給食課)		
2	学校給食の充実	地域の食文化や適正な食生活の理解を深めるため、行事食を実施するとともに、毎月の予定献立表において、食に関する情報提供を行った。	A
	毎月の予定献立表を活用した食に関する情報の提供、旬の食材の使用や行事食・郷土食献立の実施など、学校給食を生きた教材として活用した食育を推進した。 (学校給食課)		
総合評価			
A	A：一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C：一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	<<説明>> 地元農業者の協力を得ながら、地元産の野菜・果物等の使用品目数を充実させる。 また、引続き、学校給食を生きた教材として活用した食育を推進する。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	学校給食課 学校給食センター		
具体的施策	番号	(仮称)防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託	
	39		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	333,547千円 (323,186千円)	651,327千円 (294,967千円)	4,250,775千円
趣旨・概要	「防災まちづくり構想」に基づき、災害時は応急給食などを行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供などを行う「(仮称)防災食育センター」を整備し、併せて小学校学校給食調理等業務を民間に委託する。		
一 次 ( 内 部 ) 評 価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事業概要		
1	防災食育センター整備事業	昨年度着工の施設整備工事(建築・電気設備・機械設備)を引続き実施 ・6月に厨房設備工事の契約締結 ・9月に給食用備品及び配送車両の購入契約を締結	A
	令和4～6年度の施設整備工事の施工及び備品の購入等必要な調整を図る。 (学校給食課)		
2	民間委託業者の選定	11月にプロポーザルを実施し、応募者(3者)の中から優先交渉事業者を決定した。	A
	プロポーザルにより適切な業者を選定する。 (学校給食課)		
総合評価			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
○	拡充	<<説明><> 施設整備工事は1月末竣工、2月に主な関連物品の納品を行い、3月からは小学校学校給食調理等業務委託のトレーニング期間とし、新年度からの運用開始に向け万全な態勢を整えていく。	
	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	教育総務課 学事係		
具体的施策	番号	経済的支援の実施	
	40		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	80,152千円 (72,241千円)	84,800千円 (66,070千円)	78,321千円
趣旨・概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務教育を受ける中で、誰もが質の高い教育が受けられるように、保護者に対し、教育費の援助を行う。</li> <li>経済的理由で修学が困難であっても、高等教育機関等で学ぶ機会が得られるよう奨学金制度を実施し、また、今後の在り方について検討する。</li> </ul>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	就学援助の実施	経済的な理由で小・中学校への就学が困難な家庭に新たに、オンライン学習通品費や高等学校進学等支援金を含め教育費の一部を援助した。	A
	支給費目にオンライン学習費を含め、就学援助制度を実施する。 (教育総務課)		
2	奨学金制度の実施	奨学資金審議会を開催し、奨学生24名を決定した。 また、奨学金制度が令和7年度に廃止することから、代替案として準要保護で中学3年生がいる世帯に高等学校進学等支援金を支給した。	A
	奨学金制度を実施する。 また、今後の在り方について検討する。 (教育総務課)		
総合評価			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1: 昨年度に引き続き、質の高い教育が受けられるよう教育費の支給方法を拡大する。 No.2: 奨学生に対して修学上必要な学資金を支給し有用な人材を育てる。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	スポーツ振興課 スポーツ振興係		
具体的施策	番号	スポーツの推進	
	4 5		
予 算 額 (決算額)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (当初)
	25,066 千円 (17,484 千円)	23,799 千円 (20,232 千円)	25,847 千円
趣旨・概要	第二次スポーツ推進計画のもと、市民のスポーツを総合的かつ計画的に推進する。令和 5 年度は、市民参加型のイベントとして、「歩け歩け大会」「スポーツ都市宣言記念事業」「駅伝競走大会」「地区ふれあいスポレク大会」また、少年・少女を対象とした「少年野球大会」「少年・古希軟式野球チーム親善試合」「少年少女サッカー大会」「少年少女ドッジボール大会」等を開催する。		
一 次 ( 内 部 ) 評 価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事業概要		
1	第二次スポーツ推進計画の推進	第二次スポーツ推進計画に基づき、市の情勢、地域の現状や市民ニーズを的確に捉えながら、市民の主体的なスポーツ活動を推進する方向で各種イベントを計画、実施した。	A
	第二次スポーツ推進計画に基づき、市民のスポーツを総合的かつ計画的に推進する。 (スポーツ振興課)		
2	地域スポーツの振興	スポーツ推進委員協議会や市内 4 地区のスポーツ協力員連絡会等と連携し、各種スポーツイベントの企画・運営について支援した。近年、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりイベントを中止していたが、令和 5 年度は、全てのイベントを再開して実施した。	A
	地域でのスポーツ活動の充実と基盤形成のため、スポーツ推進委員やスポーツ協力員等との連携、協力を図り、地域スポーツの振興に努める。 (スポーツ振興課)		
3	総合型地域スポーツクラブの運営支援	平成 2 5 年 2 月に設立された「総合型地域スポーツクラブ よってかっしえクラブ」に対し、補助金を交付するとともに、事業の開催や運営等について助言を行うなど支援を行った。	B
	いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも各自の興味・目的に応じてスポーツに親しめるようなスポーツ社会を実現するため、総合型地域スポーツクラブの運営を支援する。 (スポーツ振興課)		
総合評価			
A	A : 一 次 ( 内 部 ) 評 価 に お け る S 及 び A の 割 合 が 5 割 以 上		
	B : 一 次 ( 内 部 ) 評 価 に お け る B の 割 合 が 5 割 以 上		

		C : 一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	≪説明≫ 今後も引き続き、第二次スポーツ推進計画のもと、市民のスポーツを総合的かつ計画的に推進する。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課	スポーツ振興課 スポーツ振興係		
具体的施策	番号		
	46	スポーツ施設・設備の整備	
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	123,705千円 (115,169千円)	121,405千円 (118,526千円)	100,136千円
趣旨・概要	競技スポーツなどの高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努めるとともに、公共施設予約システムを活用し、利用者の利便性の向上を図る。また、日常生活圏でスポーツに親しめる場や環境を確保するため、体育施設の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図る。		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	総合運動公園の整備	総合体育館及び総合運動公園をはじめとした体育施設については、指定管理者制度を継続し、指定管理者との連絡調整を密にすることにより、施設の適正な管理運営に努めた。	B
	競技スポーツなどの高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努める (スポーツ振興課)		
2	体育施設の整備・充実	各施設の老朽化等に対応し、野山北公園プール改修工事、野山北公園可動式フェンス改修工事、総合体育館防火設備改修工事等、各体育施設の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図った。	B
	体育施設の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図る。 (スポーツ振興課)		
3	校庭・屋内運動場開放の推進	小・中学校の校庭・屋内運動場を社会教育団体等に開放し、地域スポーツの振興を図った。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により活動を中断していた団体が活動を再開し、市民のスポーツ活動が活発に行われた。	A
	小・中学校の校庭・屋内運動場を社会教育団体等に開放し、地域スポーツの推進を図るとともに、小学校校庭を在学児童の遊び場として開放する。 (スポーツ振興課)		
総合評価			
B	A：一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C：一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			

	拡充	≪説明≫ 今後も、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努める。また、日常生活圏でスポーツに親しめる場や環境を確保するため、体育施設の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図る。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課	文化振興課 資料館係		
具体的施策	番号	文化財の調査、保護・活用	
	47		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	21,390千円 (19,094千円)	18,444千円 (15,999千円)	24,926千円
趣旨・概要	市内に所在する各種文化財や収蔵資料等を市民団体等と連携を図りつつ調査、記録、保護するとともに、展示や講座などを実施し文化財の活用に努める。		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	文化財の調査・研究	概ね市内埋蔵文化時包蔵地内の調査は終了したが、包蔵地内や周辺での宅地開発等が増加しており、立会調査等の指導について、それぞれの案件に沿って適切に行った。	A
	開発行為等から文化財を守るため、業者等に対して引き続き適切な指導を行う。 (文化振興課)		
2	文化財の保護	各種展示や講座及び歴史散策コースに係る案内標柱等の維持管理を行うとともにガイドマップ「むさしむらやま歴史散策コース」の頒布を行い、市の文化財及び歴史散策コースの周知を図った。	A
	ガイドマップ「むさしむらやま歴史散策コース」の頒布や各種事業を活用し、市内文化財の周知・保護を図っていく。 (文化振興課)		
3	関係団体・人材の育成	郷土の会から特別展実施に際し市内の遺跡に関する聞き取り調査等を行った。狭山丘陵自然会からは、年間を通して植物等の写真の提供を受け、定期的に展示を行っている。	A
	研修への積極的な参加等により、引き続き職員の能力を高めるとともに、郷土の会、狭山丘陵自然会との連携・協働を図っていく。 (文化振興課)		
総合評価			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	<<説明>> 文化財の保護及び周知を今後も継続して実施していく。 周知方法について今後充実を図っていく。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主管課	文化振興課 生涯学習係		
具体的施策	番号	新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用	
	48		
予算額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	44,168千円 (37,009千円)	50,646千円 (43,209千円)	51,817千円
趣旨・概要	<p>児童が放課後も適切な遊びや安全な居場所を確保できるよう、学校、家庭及び地域と連携しながら、学校の余裕教室などを活用し、「放課後子供教室」を運営する。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、「学童クラブ」や「放課後子供教室」の拡充と連携により、子供たちが放課後等を安全・安心に過ごし、学習や遊びなど多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを進める。</p>		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	放課後子供教室の充実	全9校で実施。9名のコーディネータ、121名のサポーターで運営。一時不足していたサポーターも募集活動を行い、定員を満たす。平日給食実施日に年間約185日実施し、子供たちの放課後の居場所となっている。年に1回、各教室で駒まわしイベントも開催した。	A
	令和4年度より小学校全校で実施。  (文化振興課)		
2	新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用	同じ校内・敷地内にある学童クラブとは一体型運営として、併用利用可能となっている。放課後の時間帯に子供たちが行き場をなくすことなく、安心・安全な一体的な体制を取っている。イベントなどを通して、学童クラブ・放課後子供教室の垣根なく交流している。	A
	学校敷地内に学童クラブが設置されている6校での一体型事業の開催を目指すとともに、施設の有効活用についても検討する。 (文化振興課)		
総合評価			
A	A：一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C：一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	<<説明>> 引き続き児童・生徒数の推移を見ながら、教育財産の有効活用を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主管課	スポーツ振興課 スポーツ振興係		
具体的施策	番号	校庭・屋内運動場開放の推進	
	49		
予算額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	4,932千円 (4,507千円)	4,268千円 (3,818千円)	4,375千円
趣旨・概要	地域の草の根スポーツを推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図る。		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	小学校校庭遊び場開放	年間を通じ、市内各小学校の校庭に開放管理員を配置し、放課後の遊び場として開放した。	A
	開放管理員を配置して事故防止に努めながら、在学する児童を対象に放課後の小学校の校庭を遊び場として開放する。 (スポーツ振興課)		
2	学校体育施設開放	小・中学校の校庭・屋内運動場を社会教育団体等に開放し、地域スポーツの振興を図るとともに、教育財産の有効な活用を図った。	A
	地域の草の根スポーツを推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図る。 (スポーツ振興課)		
総合評価			
A	A：一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C：一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	<説明> 地域の草の根スポーツを推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	文化振興課 生涯学習係		
具体的施策	番号	生涯学習施設・施設の整備	
	50		
予 算 額 (決算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度(当初)
	0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要	学習等供用施設の快適な利用に向けた整備を行うため、公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担のあり方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、(仮称)生涯学習センターの整備を検討する。		
一次(内部)評価			
NO	事業名	取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要		
1	(仮称)生涯学習センター整備の検討 生涯学習の推進、市民の利便性向上のため、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、(仮称)生涯学習センターの整備を検討する。 (文化振興課)	公民館、図書館、市民会館などこれらの生涯学習施設の機能分担等の在り方に配慮し、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ(仮称)生涯学習センターの設置に向けた公共施設等整備・再編推進作業本部会において、令和5年度に当該施設の基本構想の先送りが決定した。	C
総合評価			
C	A：一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C：一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ 施設整備事業として、「(仮称)生涯学習センター」の整備について基本構想の先送りが決定した。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		



### 3 教育委員会の活動状況

#### (1) 教育委員会の仕組み

武蔵村山市教育委員会は、武蔵村山市長が武蔵村山市議会の同意を得て任命した教育長と4人の委員により組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行しています。教育長の任期は3年、委員の任期は4年で、原則として毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会、視察等を行っています。

#### (2) 教育委員会の構成（令和5年度）

職名	氏名	備考
教育長	池谷 光二	自 令和3年4月1日 至 令和6年3月31日
教育長職務代理者	大野 順布	自 令和2年1月1日 至 令和5年12月31日
		自 令和6年1月1日 至 令和9年12月31日
教育委員	杉原 栄子	自 令和2年10月1日 至 令和6年9月30日
教育委員	比留間 雅和	自 令和3年10月1日 至 令和7年9月30日
教育委員	潮 美和	自 平成30年10月1日 至 令和4年9月30日

#### (3) 令和5年教育委員会の開催状況

教育委員会の会議は、毎月1回の定例会（原則として第3金曜日）及び必要に応じて臨時会が開催されます。

令和5年中の開催状況及び審議された議案は、次のとおりです。

##### ア 開催状況

開催回数 13回（定例会12回・臨時会1回）

イ 審議された議案

委員会名	議案番号	件名	結果
第1回 定例会 (1/20)	議案第1号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第2号	令和5年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について	可決
第2回 定例会 (2/10)	議案第3号	令和4年度教育予算の補正（第9号）の申出について	可決
	議案第4号	令和5年度教育予算の申出について	可決
	議案第5号	武蔵村山市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について	可決
	議案第6号	令和4年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について	可決
	議案第7号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第8号	校長の任命に係る内申について	可決
	議案第9号	副校長の任命に係る内申について	可決
第3回 定例会 (3/27)	議案第10号	令和4年度教育予算の補正（第10号）の申出に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第11号	令和5年度教育予算の補正（第1号）の申出に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第12号	武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	可決
	議案第13号	武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について	可決
	議案第14号	武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について	可決
	議案第15号	武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について	可決
	議案第16号	武蔵村山市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について	可決
	議案第17号	令和5年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞について	可決
	議案第18号	令和5年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について	可決

委員会名	議案番号	件名	結果
第3回 定例会 (3/27)	議案第19号	令和5年度武蔵村山市学校給食基本計画について	可決
	議案第20号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱について	可決
	議案第21号	武蔵村山市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について	可決
	議案第22号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第23号	東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結の臨時代理の承認について	承認
	議案第24号	指導主事の任命について	可決
	議案第25号	教育センター職員の任命について	可決
第4回 定例会 (4/21)	議案第26号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第27号	武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第28号	武蔵村山市立学校令和6年度使用教科用図書採択要領について	可決
第5回 定例会 (5/23)	議案第29号	令和5年度教育予算の補正(第3号)の申出に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第30号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第31号	武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について	可決
	議案第32号	武蔵村山市立学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について	可決
	議案第33号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認について	承認
第6回 定例会 (6/23)	議案第34号	令和5年度教育予算の補正(第4号)の申出に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第35号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第36号	武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱等に係る臨時代理の承認について	承認

委員会名	議案番号	件名	結果
	議案第 37 号	副校長の任命に係る内申の臨時代理の承認について	承認
	議案第 38 号	武蔵村山市体育施設設置条例施行規則の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について	承認
第 7 回 定例会 (7/24)	議案第 39 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解嘱に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 40 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 41 号	令和 5 年度実施 令和 4 年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について	可決
	議案第 42 号	武蔵村山市奨学資金条例を廃止する等の条例の申出について	可決
	議案第 43 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について	承認
第 1 回 臨時会 (8/10)	議案第 44 号	武蔵村山市立小学校令和 6 年度使用教科用図書の採択について	可決
	議案第 45 号	武蔵村山市立小学校特別支援学級令和 6 年度使用教科用図書の採択について	可決
第 8 回 定例会 (8/25)	議案第 46 号	令和 5 年度教育予算の補正（第 5 号）の申出について	可決
	議案第 47 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解嘱に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 48 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免の変更に係る臨時代理の承認について	承認
第 9 回 定例会 (9/15)	議案第 49 号	武蔵村山市教育委員会施設勤務職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する規程について	可決
第 10 回 定例会 (10/23)	議案第 50 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解嘱に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 51 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 52 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の懲戒処分について	可決
第 11 回 定例会 (11/17)	議案第 53 号	令和 5 年度教育予算の補正（第 6 号）の申出について	可決
	議案第 54 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について	承認

委員会名	議案番号	件名	結果
	議案第 55 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の解任に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 56 号	武蔵村山市立学校の令和 6 年度入学式及び卒業証書授与式の日程について	可決

(4) 令和5年度教育委員会の活動状況

教育委員会による令和5年4月から令和6年3月までの会議・行事等の活動状況は、次のとおりである。

年 月	会議・行事等	場 所
令和5年4月	校長会・副校長会合同会議	中部地区会館（401大集会室）
	市立小学校及び市立中学校入学式	各学校
	東京都市教育長会	東京自治会館
	東京都市教育長会 第1回予算特別委員会	調布市文化会館たづくり 大会議場（東館12階）
	第4回教育委員会定例会	委員会室（市役所5階）
	東京都市町村教育委員会連合会 令和5年度第1回常任理事会・理事会	東京自治会館
	東京都教育施策連絡協議会	オンライン配信
令和5年5月	関東地区都市教育長協議会 第1回理事会・総会・分科会	東京自治会館
	第73回定期大会・研究大会（北海道大会）	北海道帯広市
	教育委員会定例学校訪問	第二小学校
	第5回教育委員会定例会	中部地区会館（401大集会室）
	第一中学校、村山学園、第三中学校、大南学園第四 中学校、第五中学校運動会	各学校
	東京都市町村教育委員会連合会 第67回定期総会	自治会館
	教育委員会定例学校訪問	第九小学校
令和5年6月	第6回教育委員会定例会	中部地区会館（401大集会室）
	令和5年度少年少女スポーツ大会 第53回少年野球大会開会式	総合第3運動場
令和5年7月	姉妹都市交流事業第17回栄村駅伝大会	長野県栄村農村広場
	東京都市教育長会	自治会館
	令和5年度少年少女スポーツ大会 第21回少年少女ドッジボール大会開会式	総合体育館第一体育室
	第7回教育委員会定例会	中部地区会館（401大集会室）
	東京都市教育長会研修会	自治会館
令和5年8月	東京都市町村教育委員会連合会 第2回研修推進委員会	自治会館
	東京都市教育長会	Web会議
	第1回教育委員会臨時会	さくらホール大ホール
	東京都市町村教育委員会連合会第2回常任理事会	自治会館
	東京都市町村教育委員会連合会 第2回理事会及び第1回理事研修会	自治会館
	第8回教育委員会定例会	中部地区会館（401大集会室）

年 月	会議・行事等	場 所
令和5年9月	市町村教育長・教育委員研究協議会（第3回）	オンライン
	令和5年度武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム親善試合	総合第3運動場
	第9回教育委員会定例会	中部地区会館（401大集会室）
令和5年10月	令和5年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業「いきいきわくわくスポーツ教室」	総合第2運動場
	東京都市町村教育委員会連合会第1回研修会	中部地区会館（401大集会室）
	第18回ふれあいスポレク大会	第一中学校校庭、総合運動公園運動場（第2運動場）、大南公園野球場、雷塚小学校校庭・体育館
	小中一貫教育の日	一中校区
	第10回教育委員会定例会	中部地区会館（401大集会室）
	教育委員会定例学校訪問	大南学園第七小学校、村山学園
	第12回武蔵村山市小中学生百人一首大会	総合体育館 第二・第三体育室（2階）
令和5年11月	自治功労者・一般表彰者表彰式	中部地区会館（401大集会室）
	東京都市教育長会	自治会館
	第54回市民文化祭 開会式	さくらホール2階 エントランスホール
	第11回教育委員会定例会	中部地区会館（401大集会室）
	令和5年度少年少女スポーツ大会 第40回少年少女サッカー大会	総合第2運動場
	小中一貫校大南学園第七小学校開校50周年記念式典	大南学園第七小学校
令和5年12月	第50回武蔵村山市民駅伝競走大会	総合体育館、市内
	第12回教育委員会定例会	中部地区会館（401大集会室）
	令和5年仕事納め式	中部地区会館（401大集会室）
令和6年1月	令和6年仕事始め式	中部地区会館（401大集会室）
	令和6年20歳を祝う会	さくらホール大ホール
	東京都市町村教育委員会連合会第3回常任理事会	自治会館
	東京都市町村教育委員会連合会第3回理事会・第2回理事研修会	自治会館
	特色ある学校づくり推進校発表会	大南学園第四中学校
	第1回教育委員会定例会	中部地区会館（401大集会室）
	東京都市教育長会	ホテル日航立川東京
	第2回七市教育長会	Web会議

年 月	会議・行事等	場 所
令和6年2月	第2回教育委員会定例会	中部地区会館（401大集会室）
	東京都市教育長会	自治会館
	特色ある学校づくり推進校発表会	大南学園第七小学校
	研究・研修成果報告会	教育センター
	東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会	自治会館
令和6年3月	第26回武蔵村山市生涯学習フェスティバル	さくらホール大ホール
	市立中学校卒業証書授与式	各学校
	第3回教育委員会定例会	中部地区会館（401大集会室）
	市立小学校卒業証書授与式	各学校

# 資 料

- 資料 1 武蔵村山市教育委員会の教育目標  
令和 5 年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業
- 資料 2 令和 5 年度武蔵村山市教育委員会の重点項目
- 資料 3 武蔵村山市第三次教育振興基本計画 施策体系
- 資料 4 武蔵村山市教育委員会組織一覧
- 資料 5 教育部各課（館）の事務分掌
- 資料 6 令和 5 年度一般会計予算（目的別歳出）内訳



## 武蔵村山市教育委員会の教育目標

武蔵村山市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法<sup>ひら</sup>の精神にのっとり、我が国と郷土の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、以下の「教育目標」を制定する。

学校教育においては、家庭における教育の成果を基盤としながら、児童・生徒が、豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるようにするために、

- 自ら学び、主体的に判断し、創造力豊かに、よりよく問題を解決しようとする子供
- 思いやりと協力を重んじ、規範意識及び公共の精神に基づき、進んで社会の形成に参画しようとする子供
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする子供
- 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に貢献しようとする子供

の育成を重視する。

社会教育においては、あらゆる場所における学習を通して、市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするために、

- 自ら進んで、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と健やかな身体を養おうとする人間
- 個人の尊厳を重んじるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の発展に寄与しようとする人間
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする人間
- 伝統と文化を継承し、我が国と郷土を愛するとともに、新しい文化の創造及び世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする人間

を育成する生涯学習社会の実現を目指す。

上記の教育目標の達成に向けて、武蔵村山市教育委員会は、児童・生徒及び市民のための教育が、家庭・学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われることを目指して、施策の充実を図っていく。

平成23年12月 教育委員会決定

## 令和5年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業

武蔵村山市教育委員会は、「教育目標」を達成するために、「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第三次教育振興基本計画（令和4年2月策定）」で定めた「基本方針」に基づき、武蔵村山市の特性を生かして、令和5年度における主要施策・主要事業を総合的に推進する。

### 【基本方針1 生きる力を育む教育の推進】

知識基盤社会において、いかに社会が変化しようと、子供たち一人一人が、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようにするために必要な「生きる力」を育むことが求められる。

また、これからの子供たちには、「何を学ぶか」だけでなく、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの柱で資質・能力を育成するとともに、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが重要である。

そのために、家庭における教育の成果を基盤としながら、子供たちの確かな学力の定着や健やかな心と体の育成を図ることができる教育を推進する。また、思考力・判断力・表現力等を育む教育や、持続可能な開発目標（SDGs）の理念等を踏まえ、地域の課題から地球規模の諸課題まで幅広く自らの課題として考え、解決する力を育む教育を推進するとともに、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。

### 【基本方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進】

我が国と郷土の未来を切り拓く子供たちのための教育が、一層効果的に行われるようにするために、学校、家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に連携・協働体制を強化することが求められる。

そのために、コミュニティ・スクールとして開かれた学校づくりを推進するとともに、地域社会全体で子供たちを育てる仕組みの構築を図る。

### 【基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備】

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、義務教育9年間を見通した教育活動の充実を図り、教員が、自らの資質や能力を向上させるとともに、成果と課題の検証に基づき、教育活動の改善を図ることが求められる。

そのために、教員対象の研修や、校内における人材育成のための組織を確立するとともに、学校評価に基づく経営改善を推進する。

また、学校における教育活動の効果を一層高めるため、GIGAスクール構想により整備されたタブレット端末を活用して、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習を充実させるとともに、施設、教育機器等の教育環境の整備を推進する。

#### 【基本方針4 自己実現を目指す生涯学習の推進】

人生100年時代の到来が予測される中、あらゆる場所における学習を通して市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするとともに、我が国と郷土を愛し、主体的に社会の発展に寄与しようとする気持ちや態度を育む生涯学習社会の実現が求められる。

そのために、市民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統や文化に触れたりすることができる多様な学習機会の充実を図るとともに、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、スポーツとの関わりをもてる環境整備を進め、スポーツ活動の振興を図る。

#### 【基本方針5 教育財産の有効活用の推進】

市が保有する財産を最大限活用するという観点から、教育財産についてもその活用を推進することが求められる。

そのために、特に学校施設は、様々な用途を考え、多様な観点に立って積極的な活用を推進する。

## 学校教育

### 【DXの推進】

GIGAスクール構想に係る1人1台端末をはじめとしたICT機器や高速大容量通信ネットワークを最大限活用します。

更なる教育の質の向上や市民の利便性向上のため、教育委員会及び学校において、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進します。

### 【学校規模適正化の推進】

児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保していくため、市内の人口動向や児童・生徒数の実態、学校規模等を考慮しながら、学校規模等適正化基本方針を改定します。

### 【計画的な学校施設・設備改修の推進】

「公共施設等総合管理計画」に基づき策定された「学校施設長寿命化計画」に沿って、適正な教育環境を維持・改善するため、児童・生徒の安全に考慮しながら、学校施設・設備改修の推進に努めます。また、学校施設の照明器具をLED化することによる省電力化など、脱炭素社会の実現に貢献する取組を推進します。

### 【安全・安心な教育環境の整備】

登下校時における安全確保、学習活動等における安全対策、学校施設・設備等の安全点検、安全・安心な学校給食の提供、アレルギー疾患への対応等、「学校危機管理対応マニュアル」に基づき、迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の確立に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策を含む衛生管理を引き続き行います。

### 【人権教育・道徳教育の推進】

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、思いやりの心を育み、あらゆる偏見や差別をなくすために、教育活動全体を通じて人権教育・道徳教育を推進します。

### 【確かな学力の定着・体力の向上】

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能の習得と言語能力の向上を図るための指導を充実させ、学習意欲の向上及び学習規律の確立を図り、学力向上策を総合的に推進するとともに、体力向上策を総合的に推進します。

### 【特別支援教育の充実】

「第五次特別支援教育推進計画」に基づき、特別な教育支援や発達支援が必要な子供一人一人に対し、連続性のある適切な指導と必要な支援が行われるようにするとともに、特別支援教室における指導の充実を図ります。また、新たに中学校に開設した自閉症・情緒障害特別支援学級を活用するとともに、西部地区小学校における特別支援学級（固定学級）の設置に向けて、開設準備委員会の開催を含め、検討を進めます。

### 【小中一貫教育の推進】

義務教育9年間を通して、系統的・継続的な教育活動を全校で展開するため、目指す子供の姿を保護者・地域と共有し、コミュニティ・スクールの機能を生かした連携を一層推進し、地域とともに進める小中一貫教育の充実に努めます。

### 【(仮称)防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託】

老朽化した市立学校給食センターに代わる施設として、「防災まちづくり構想」に基づき、災害時は応急給食等を行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供等を行う「(仮称)防災食育センター」の整備事業を推進し、小学校学校給食調理等業務の民間委託の実施に向け、事務を進めます。

# 生涯学習

## 【生涯学習の推進】

「第五次生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習情報の提供や学習機会の充実を図り、「いつでも」「どこでも」「だれでも」自発的に学習活動や表現活動のできる環境づくりを推進します。

## 【家庭教育の支援】

家庭は教育の根本であることから、子育てにおける家庭教育に限らず、幅広い世代を対象として、基本的な生活習慣や生活能力、社会的マナーなどの重要性についての普及啓発活動に努めるとともに、知識や技術の習得を図るため家庭教育等の講座を充実させます。また、事情により家庭での学習が困難又は、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒を対象に、地域住民等の協力により「地域未来塾」事業を推進し、学習支援を実施します。さらに、放課後に子供たちの安全で安心な居場所を確保するため、「放課後子供教室」を継続実施するとともに、放課後子ども総合プランに基づき、学童クラブとの一体型の運営を推進します。

## 【文化財の調査、保護・活用】

市内に残る文化財の保護や調査を実施し、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、歴史民俗資料館及び分館収蔵資料の展示・公開や歴史講座等を実施し、文化財保護思想の普及啓発を促進します。

## 【スポーツの推進】

「スポーツ都市宣言」の理念を踏まえ、スポーツ・レクリエーション事業の拡充を図り、賑わいと活力あるまちづくりを進め、市民の健康・体力づくりの推進に努めます。「第二次スポーツ推進計画」に基づき、地域の現状や市民のニーズを的確に捉えながら、生涯スポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

## 【図書館運営の充実】

「第四次子供読書活動推進計画」の基本目標である「すべての子供が、みずから読書に親しむまち武蔵村山」を実現させるため、楽しみながら自主的に行う読書活動のための環境整備を充実させるとともに、学校図書館との更なる連携を図ります。

## 武蔵村山市第三次教育振興基本計画 施策体系

基本方針	基本施策	具体的施策
1 生きる力を育む教育の推進	(1) 豊かな心を育む教育の推進	① 人権教育の推進【重点】
		② 道徳教育の充実【重点】
		③ 体験活動の充実
	(2) 学力向上策の推進	④ 確かな学力の定着【重点】
		⑤ 読書活動の推進と言語能力の育成
	(3) 健康な身体や体力を育む教育の推進	⑥ 体力向上策の推進【重点】
		⑦ 食育の充実
		⑧ 心と身体健康管理の充実
	(4) 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進	⑨ 安全教育の充実【重点】
		⑩ G I G Aスクール構想の推進【重点】
		⑪ 国際理解教育の充実【重点】
		⑫ 日本の伝統・文化教育の充実
		⑬ キャリア教育の充実
	(5) 個に応じた支援と指導の充実	⑭ 特別支援教育の充実【重点】
		⑮ 不登校への対応・適応指導の充実
		⑯ 学校における教育相談体制の整備
(6) 「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進	⑰ 「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進	
2 学校・家庭・地域の連携強化	(1) 開かれた学校づくりの推進	⑱ コミュニティ・スクールの充実【重点】
		⑲ 学校公開等の実施
		⑳ 広報の充実
	(2) 学校・家庭・地域の協働体制の構築	㉑ 新・放課後子ども総合プラン事業の推進
		㉒ 家庭教育の支援【重点】
		㉓ カリキュラム・マネジメントの推進
		㉔ 児童・生徒の安全確保【重点】

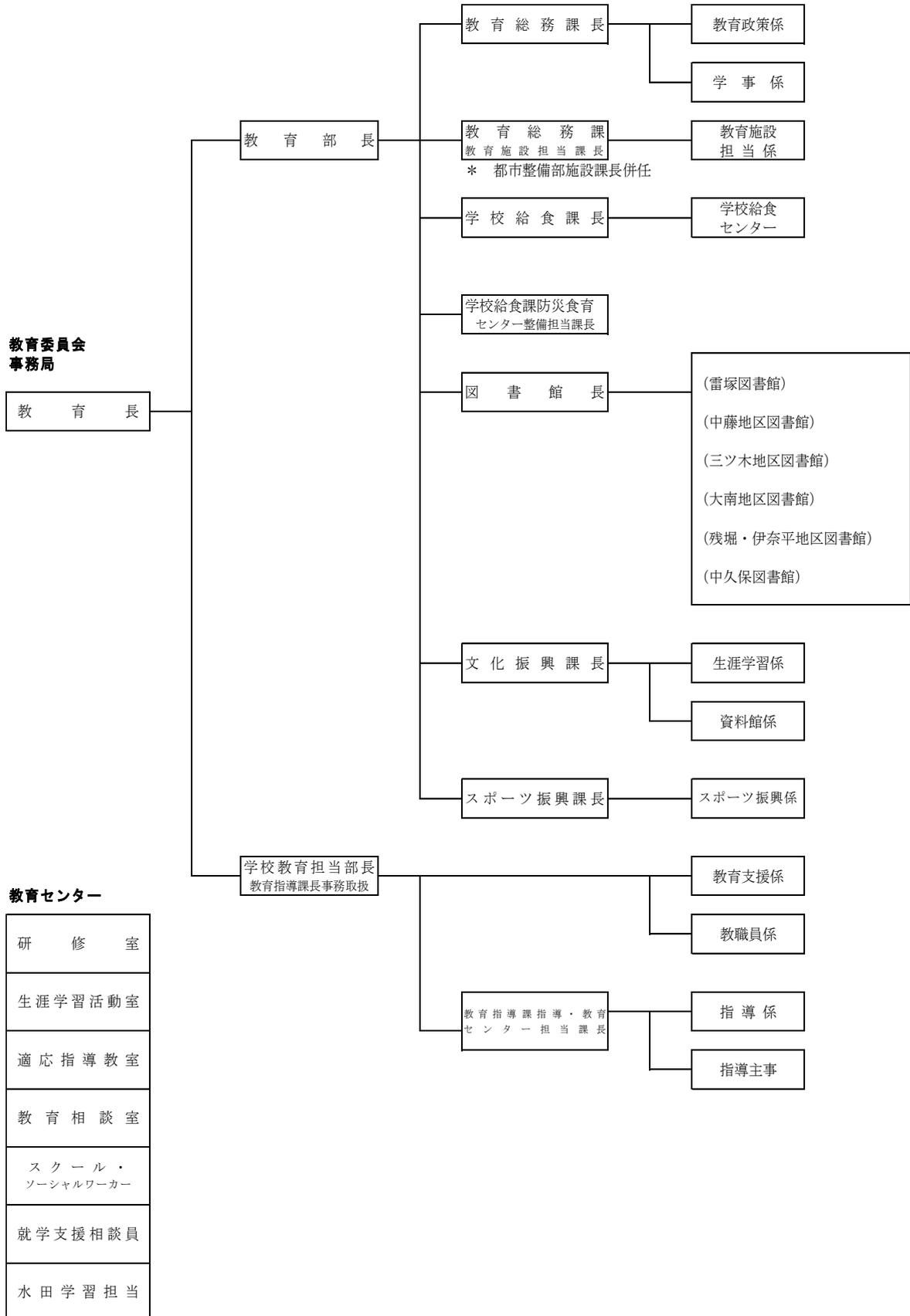
主要施策・主要事業
●人権教育の推進 ●人権教育全体計画の作成 ●ダイバーシティ教育の推進
●道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実 ●各教科等における道徳教育の推進
●小学校での水田学習の実施 ●小学校での移動教室の実施 ●小・中学校での生産体験の実施 ●中学校での移動教室・修学旅行の実施 ●音楽鑑賞・芸術鑑賞の実施
●学力調査の実施 ●授業改善推進プランの作成・活用 ●小学校漢字検定の実施 ●中学校英語検定の実施 ●「主体的・対話的で深い学び」からの授業改善 ●地域未来塾の実施 ●個に応じた指導の実施（少人数指導・習熟度別指導・チーム・ティーチング） ●教育ボランティアの派遣 ●小学校補助教員の派遣
●読み聞かせの実践 ●学校図書館の利用促進 ●学校司書の配置と活用の推進
●東京都統一体力テストの実施・分析 ●体力向上に向けた指導法の工夫・改善
●「健やかプラン」の推進 ●（仮称）防災食育センターの整備
●定期健康診断・就学時健康診断の実施 ●保健指導の充実 ●心の健康管理の充実 ●「第三期学齢期における歯の健康づくり推進プラン」の推進
●学校における衛生管理の充実 ●学校安全計画の作成と安全指導の充実 ●避難訓練の実施 ●保護者・地域との連携による安全確保体制の確立 ●セーフティ教室の開催 ●小学生による地域安全マップの作成 ●スクール・ガードリーダーによる学校安全巡回指導 ●交通安全教室・自転車安全教室の実施
●小・中学校コンピュータ等の活用の推進 ●プログラミング教育の充実 ●情報モラル及び情報リテラシー教育の充実
●ALT（外国語指導助手）の派遣・配置 ●小学校英語活動支援員の配置 ●帰国子女等指導助手の配置 ●国際姉妹校・国際交流活動との連携
●各教科等における日本の伝統・文化教育の推進 ●体験活動を通じた日本の伝統・文化教育の推進 ●地域との連携による伝統・文化教育の推進
●キャリア教育全体計画の作成と各教科等におけるキャリア教育の推進 ●中学校での職場体験活動の実施 ●教育ボランティアの活用 ●キャリア・パスポートの活用
●第五次特別支援教育推進計画の推進 ●介助員・特別支援教育支援員の配置 ●巡回相談員の配置 ●特別支援教育研修の充実 ●就学支援シートの作成・活用 ●学校生活支援シート・個別指導計画の作成・活用 ●交流及び共同学習の推進 ●個別学習室における個別指導の推進 ●通級指導学級における指導の充実 ●地域や特別支援学級との交流の推進
●適応指導教室の充実 ●スクールカウンセラーの配置 ●スクールソーシャルワーカーの派遣 ●「不登校カルテ」の作成と情報連携
●教育相談体制の充実 ●学校教育相談体制の確立 ●教育相談研修会の実施
●「学校2020レガシー」の構築に向けた取組
●コミュニティ・スクールの充実
●学校公開等の実施 ●保護者・地域への授業公開 ●道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実【再掲】
●学校ホームページの充実 ●一斉配信メールの実施
●放課後子供教室の充実 ●一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営
●家庭教育講座の実施 ●家庭教育の啓発資料の配布
●カリキュラム・マネジメントの推進
●登下校時の安全見守りの推進 ●子ども安全ボランティア活動の推進 ●防犯パトロールの推進 ●小学校通学路防犯カメラの設置 ●学校施設の安全点検の徹底 ●保護者・地域との連携による安全確保体制の確立【再掲】 ●セーフティ教室の開催【再掲】 ●子ども110番ハウス事業の充実

基本方針	基本施策	具体的施策
3 教育の質の向上と教育環境の整備	(1) 特色ある学校づくりの推進	㉔ 小中一貫教育・小中連携教育の推進【重点】
		㉕ 一校一研究の推進【重点】
		㉖ 部活動等の充実
	(2) 教職員の質の向上	㉗ 教職員研修・研究の充実
		㉘ 授業改善の推進【重点】
		㉙ 教員の「働き方改革」の推進【重点】
	(3) 学校経営力の充実	㉚ 人材育成の推進
		㉛ 学校評価の充実【重点】
	(4) 学校教育環境の充実	㉜ 学校施設・設備の整備【重点】
		㉝ 教育機器・教材の整備
		㉞ 学校 I C T 環境の整備【重点】
		㉟ 学校規模適正化の推進【重点】
		㊱ 通学区域と中学校学校選択制の推進
㊲ 学校給食の充実【重点】		
㊳ (仮称)防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託【重点】		
㊴ 経済的支援の実施		
4 自己実現を目指す生涯学習の推進	(1) 生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進	㊵ 生涯学習の推進【重点】
		㊶ 生涯学習情報の提供と学習機会の充実【重点】
		㊷ 生涯学習施設・設備の整備
		㊸ 図書館運営の充実【重点】
	(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進	㊹ スポーツの推進【重点】
		㊺ スポーツ施設・設備の整備
	(3) 郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用	㊻ 文化財の調査、保護・活用【重点】
5 教育財産の有効活用の推進	教育財産の有効活用の推進	㊼ 新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用
		㊽ 校庭・屋内運動場開放の推進
		㊾ 生涯学習施設・設備の整備

主要施策・主要事業
●各中学校区における小中一貫教育・小中連携教育の推進 ●「小中一貫教育の日」の実施 ●市民・保護者等に対する小中一貫教育の周知・啓発 ●幼保小中連携の推進
●校内研究の推進
●中学校における生徒の部活動加入の推進 ●部活動外部指導員の派遣 ●部活動支援事業の実施 ●全国・関東大会出場時の支援
●指導力向上に向けた各種教職員研修の実施 ●校内研修の推進 ●「小中一貫教育の日」の実施【再掲】 ●小中学校教育研究会への支援の充実
●授業改善推進プランの作成・活用【再掲】
●校務支援システムの活用 ●教員の「働き方改革」の推進
●OJTの推進 ●主幹教諭及び主任教諭の育成・活用 ●人事考課制度を活用した人材育成の推進
●学校経営方針の作成・推進 ●学校評価による経営改善の推進 ●学校運営協議会の活用 ●PDCAサイクルの徹底
●学校施設長寿命化計画に基づく施設整備 ●学校施設（校舎・体育館、プール等）・設備の改修 ●校庭芝生の活用 ●災害対策用備蓄物資の備蓄
●教育機器・教材等の整備
●教育用及び児童・生徒用コンピュータの整備 ●校務用コンピュータの整備 ●校務支援システムの活用【再掲】 ●デジタル教科書の活用
●学校規模等適正化基本方針の改定 ●少人数学級編成への対応
●通学区域の再編 ●中学校学校選択制の実施
●学校給食の充実 ●学校給食費会計の公平化・公正化
●（仮称）防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託
●就学援助の実施 ●奨学金制度の実施
●第五次生涯学習推進計画の推進 ●指導者の育成と人材の活用 ●青少年リーダーの養成
●出前講座の充実 ●生涯学習講座の充実 ●生涯学習情報提供システムの整備
●市民会館の整備 ●学習等供用施設の整備 ●（仮称）生涯学習センター整備の検討 ●市民会館の適正な管理運営
●第四次子供読書活動推進計画の推進 ●図書館の整備 ●近隣市町と連携した図書館の相互利用の実施 ●学校図書館との連携 ●電子図書の導入
●第二次スポーツ推進計画の推進 ●地域スポーツの振興 ●総合型地域スポーツクラブの運営支援
●総合運動公園の整備 ●総合体育館の適正な管理運営 ●体育施設の整備・充実 ●校庭・屋内運動場開放の推進
●文化財の調査・研究 ●文化財の保護の充実 ●関係団体・人材の育成 ●歴史民俗資料館の運営の充実
●放課後子ども教室の充実【再掲】 ●新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用
●小学校校庭遊び場開放 ●学校体育施設開放
●（仮称）生涯学習センター整備の検討【再掲】

# 武蔵村山市教育委員会組織一覽

(令和6年4月1日現在)



## 教育部各課（館）の事務分掌

（令和6年4月1日現在）

### 教育部

#### 教育総務課

- （1） 教育委員会の会議に関すること。
- （2） 事務局職員の任免、分限、服務、賞罰その他人事に関すること。
- （3） 教育委員会に関する規則その他の規程の制定及び改廃に関すること。
- （4） 他の機関との連絡調整に関すること。
- （5） 儀式、褒賞及び表彰に関すること。
- （6） 公告式に関すること。
- （7） 文書の收受及び発送に関すること。
- （8） 所掌事務に係る広報に関すること。
- （9） 教育予算の調整に関すること。
- （10） 請願及び陳情に関すること。
- （11） 中部地区会館の貸出しに関すること。
- （12） 児童・生徒の就学、転学、退学その他学籍に関すること。
- （13） 通学区域に関すること（特別支援教育に係るものを除く。）。
- （14） 学級編制に関すること（特別支援教育に係るものを除く。）。
- （15） 学齢簿の整備に関すること。
- （16） 児童・生徒の教育扶助に関すること。
- （17） 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付等に関すること。
- （18） 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- （19） 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員及び児童・生徒の保健衛生、安全の確保等に関すること。
- （20） 教育施設の整備に関すること。
- （21） 教育財産の管理及び廃止に関すること。
- （22） 学校教育施設の調査及び研究に関すること。
- （23） 公立学校施設台帳に関すること。
- （24） 余裕教室に関すること。
- （25） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により管理運営の委任を受けた施設の整備に関すること。
- （26） 教育委員会の教育目標、基本方針等教育計画に関すること。
- （27） 教育に関する重要施策の形成に関すること。
- （28） その他教育政策に係る企画及び調査研究に関すること。

- (29) 他の課に属さないこと。
- (30) 部内の連絡調整及び部内の庶務（学校給食課に係るものを除く。）に関する事。

### 教育指導課

- (1) 教育指導方針及び教育課程に関する事。
- (2) 教科用図書及び教材に関する事。
- (3) 学校経営、学習指導、生活指導の指導助言に関する事。
- (4) 移動教室、音楽・演劇鑑賞教室及び学校行事の指導助言に関する事。
- (5) 学校教育の研究に関する事。
- (6) 教育相談に関する事。
- (7) 就学相談に関する事。
- (8) 特別支援教育に係る支援体制の推進・整備に関する事。
- (9) 特別支援学級に係る児童・生徒の通学に関する事。
- (10) 特別支援学級の学級編成に関する事。
- (11) 特別支援教育に係る普及啓発に関する事。
- (12) 特別支援教育に係る各種委員会等に関する事。
- (13) 特別支援教育に係る児童・生徒の指導に関する事。
- (14) 教育センターに関する事。
- (15) 都費負担教職員（以下「教職員」という。）の研修及び指導に関する事。
- (16) 教職員の任免、服務、身分取扱等の人事に関する事。
- (17) 教職員の給与、旅費及び公務災害補償に関する事。
- (18) 教職員の福利厚生に関する事（他の課に属するものを除く。）
- (19) 都費による時間講師、再任用職員及び会計年度任用職員等の任免に関する事。
- (20) 教職員の職員団体に関する事。
- (21) 教育実習に関する事。
- (22) 教育情報及び研究研修資料の収集及び整理に関する事。
- (23) 情報技術の活用等による教職員の校務の支援に関する事。
- (24) 教育情報化の推進に関する事。
- (25) その他教職員に関する事。

### 学校給食課

- (1) 学校給食に関する事。
- (2) 学校給食運営委員会に関する事。
- (3) 学校給食センターの維持管理に関する事。
- (4) 食育の推進に関する事。
- (5) 学校給食調理業務の民間委託に関する事。
- (6) 防災食育センターに関する事。
- (7) 課内の庶務に関する事。

## 文化振興課

- (1) 生涯学習及び社会教育の総合計画及び推進に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 公民館運営審議会に関すること。
- (4) 公民館の管理に関すること。
- (5) 市民会館に関すること。
- (6) 学習等供用施設（中部地区学習等供用施設及び雷塚地区学習等供用施設を除く。）の施設の維持管理に関すること。
- (7) 地区会館（中部地区会館を除く。）の運営管理に関すること。
- (8) 地区集会所の管理に関すること。
- (9) 教育センターの生涯学習活動室の運営管理に関すること。
- (10) 文化財に関すること。
- (11) 文化財保護審議会に関すること。
- (12) 歴史民俗資料館の管理に関すること。
- (13) その他文化振興に関すること。

## スポーツ振興課

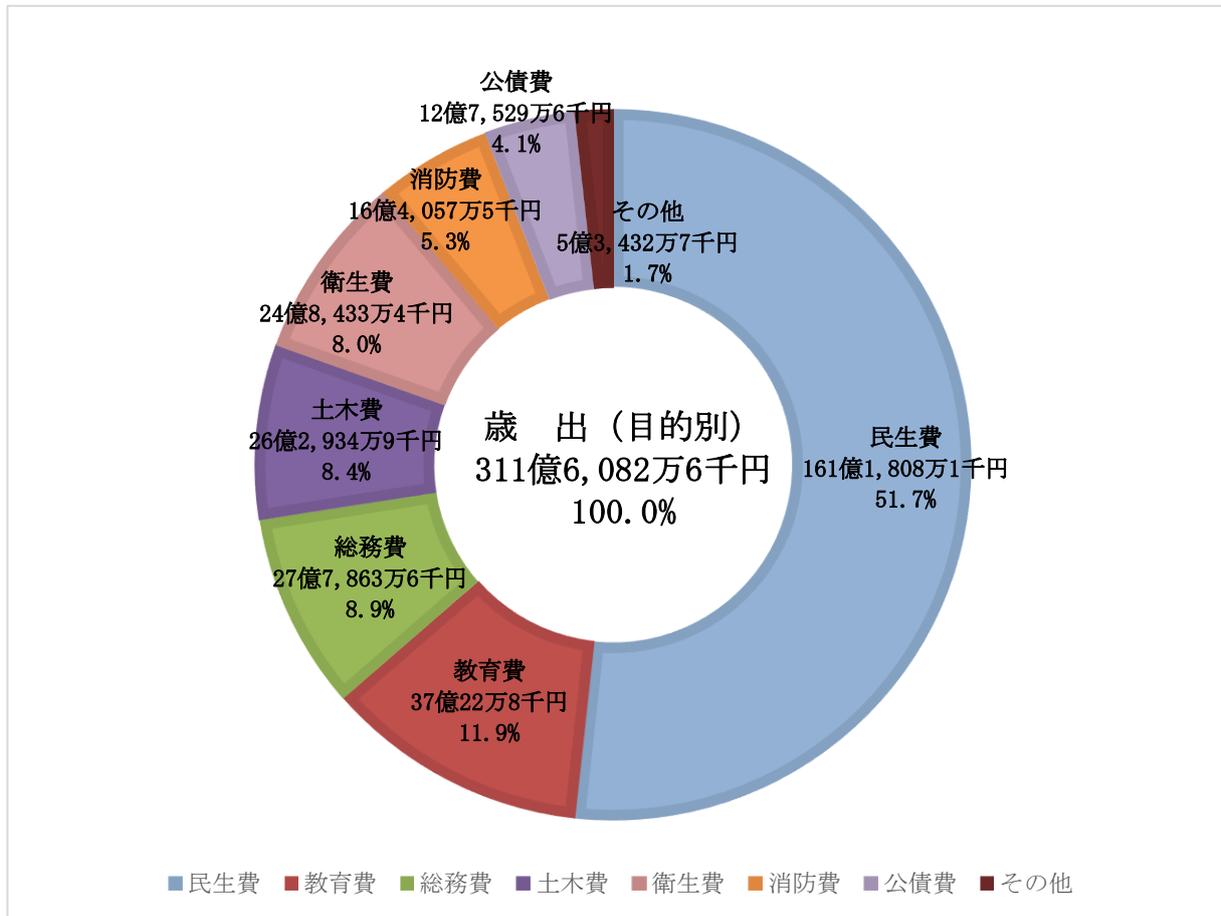
- (1) 社会体育の総合計画及び推進に関すること。
- (2) スポーツ推進委員及び地区スポーツ協力員に関すること。
- (3) スポーツ、レクリエーション等の振興に関すること。
- (4) 総合体育館及び体育施設に関すること。
- (5) 学校体育施設の開放に関すること。
- (6) 東京オリンピック・パラリンピックに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7) その他スポーツ振興に関すること。

## 図書館

- (1) 図書館協議会に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 文書の収受及び発送に関すること。
- (4) 図書館の管理に関すること。
- (5) 図書館資料の選定、収集、整理及び保存に関すること。
- (6) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (7) 読書案内及び読書相談に関すること。
- (8) 読書会等の開催及び奨励に関すること。
- (9) 調査、統計及び広報に関すること。
- (10) 図書館の庶務に関すること。
- (11) 武蔵村山市立学習等供用施設のうち地区図書館の運営管理に関すること。

- (12) 武蔵村山市立雷塚地区学習等供用施設及び武蔵村山市公民館中久保分館の維持管理に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか図書館に関すること。

## 令和5年度 一般会計予算（目的別歳出）内訳



令和6年度実施 令和5年度教育委員会事務事業点検・評価報告書

発行年月／令和6年8月

発行／武蔵村山市教育委員会

編集／武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市教育委員会

議案第44号

武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程について

武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年8月16日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

校務支援システムの入替えに伴い、出勤記録等を校務支援システムで行うなど規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程（昭和50年武蔵村山市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第2条第1項に規定する時間講師を除く。」を削る。

第2条中「武蔵村山市立学校出退勤システム」を「校務支援システム」に改める。

別表中「地方公務員法第39条」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条」に改める。

附 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

## 武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）																
武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程	武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程																
昭和50年5月24日教委規程第4号	昭和50年5月24日教委規程第4号																
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、武蔵村山市立学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設を含む。）に勤務する東京都から給料又は報酬を受けている一般職の職員（以下「学校職員」という。）の出勤記録の整理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、出勤記録とは、<b>校務支援システム</b>又は出勤簿により行う出退勤等に関する記録をいう。</p> <p>第3条から第7条まで 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事由</th> <th style="width: 30%;">表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出張</td> <td>出張</td> </tr> <tr> <td><b>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条</b>又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条から第25条までに規定する研修</td> <td>研修</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>附 則</b> <u>この規程は、令和6年9月1日から施行する。</u></p>	事由	表示	出張	出張	<b>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条</b> 又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条から第25条までに規定する研修	研修	略	略	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、武蔵村山市立学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設を含む。）に勤務する東京都から給料又は報酬を受けている一般職の職員（<b>都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第2条第1項に規定する時間講師を除く。</b>以下「学校職員」という。）の出勤記録の整理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、出勤記録とは、<b>武蔵村山市立学校出退勤システム</b>又は出勤簿により行う出退勤等に関する記録をいう。</p> <p>第3条から第7条まで 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事由</th> <th style="width: 30%;">表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出張</td> <td>出張</td> </tr> <tr> <td><b>地方公務員法第39条</b>又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条から第25条までに規定する研修</td> <td>研修</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事由	表示	出張	出張	<b>地方公務員法第39条</b> 又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条から第25条までに規定する研修	研修	略	略
事由	表示																
出張	出張																
<b>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条</b> 又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条から第25条までに規定する研修	研修																
略	略																
事由	表示																
出張	出張																
<b>地方公務員法第39条</b> 又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条から第25条までに規定する研修	研修																
略	略																

議案第45号

武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について

武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年8月16日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

校務支援システムの入替えに伴い、出勤記録等を校務支援システムで行うなど規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程

武蔵村山市立学校職員服務規程（平成元年武蔵村山市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び第6条」を削る。

第6条中「武蔵村山市立学校出退勤記録システムにより自ら出退勤時間の記録に必要な所定の操作を行わなければならない」を「自ら出退勤時間を記録しなければならない」に改め、ただし書を削る。

第7条中「休暇・職免等処理簿により行わなければならない」を「申請によるものとする」に改め、同条第2号中「の申請」を削る。

第11条中「又は休日」を「、休日又は勤務を割り振られない日」に改める。

第12条及び第12条の2第1項中「休暇・職免等処理簿により」を削る。

第18条を第19条とし、第14条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

（申請及び届出等の方法）

第14条 第6条の規定による出退勤時間の記録、第7条の規定による申請並びに第12条及び第12条の2の規定による届出は、校務支援システムを用いて行うものとする。ただし、これにより難いと認められる場合は、これらの規定により記録し、申請し、又は届け出るべき内容を記載した書類の提出によることができる。

第5号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に改める。

附 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

## 武蔵村山市立学校職員服務規程新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>武蔵村山市立学校職員服務規程</p> <p style="text-align: right;">平成元年 3 月 16 日教委規程第 2 号</p> <p>第 1 条から第 3 条の 2 まで 略</p> <p>（職員証）</p> <p>第 4 条 学校職員（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第 2 条第 1 項に規定する時間講師を除く。以下この条において同じ。）は、職務の執行に当たっては、常に職員証（第 3 号様式）を所持しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>第 5 条 略</p> <p>（出勤簿）</p> <p>第 6 条 学校職員は、出勤したとき又は退勤するときは、<b><u>自ら出退勤時間を記録しなければならない。</u></b></p> <p>（年次休暇等の請求等）</p> <p>第 7 条 次に掲げる請求等は、<b><u>申請によるものとする。</u></b></p>	<p>武蔵村山市立学校職員服務規程</p> <p style="text-align: right;">平成元年 3 月 16 日教委規程第 2 号</p> <p>第 1 条から第 3 条の 2 まで 略</p> <p>（職員証）</p> <p>第 4 条 学校職員（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第 2 条第 1 項に規定する時間講師を除く。以下この条<b><u>及び第 6 条</u></b>において同じ。）は、職務の執行に当たっては、常に職員証（第 3 号様式）を所持しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>第 5 条 略</p> <p>（出勤簿）</p> <p>第 6 条 学校職員は、出勤したとき又は退勤するときは、<b><u>武蔵村山市立学校出退勤記録システムにより自ら出退勤時間の記録に必要な所定の操作を行わなければならない。ただし、この方法により難いと認められる場合にあっては、あらかじめ届け出た印を自ら出勤簿に押印することをもって代えることができる。</u></b></p> <p>（年次休暇等の請求等）</p> <p>第 7 条 次に掲げる請求等は、<b><u>休暇・職免等処理簿により行わなければならない。</u></b></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>(1) 略</p> <p>(2) 武蔵村山市教職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和43年村山町条例第18号。以下「職免条例」という。）第2条の規定に基づく職務に専念する義務の免除（武蔵村山市教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和45年武蔵村山市教育委員会規則第9号）第3条に規定する職務専念義務免除申請書により申請する場合を除く。）</p> <p>第8条から第10条まで 略</p> <p>（週休日等の登下校）</p> <p>第11条 学校職員は、週休日、<b>休日又は勤務を割り振られない日</b>に登校したときは、登校及び下校の際、学校警備業務に従事する職員等にその旨を届け出なければならない。</p> <p>（事故欠勤の届）</p> <p>第12条 学校職員は、交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務できないときは、その旨速やかに連絡し、出勤後直ちに届け出なければならない。</p> <p>（私事欠勤等の届）</p> <p>第12条の2 学校職員は、前条の規定に該当する場合を除き、勤務できないときは、あらかじめ届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができないときは、その旨速やかに連絡し、出勤後直ちに届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第13条 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 武蔵村山市教職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和43年村山町条例第18号。以下「職免条例」という。）第2条の規定に基づく職務に専念する義務の免除<b>の申請</b>（武蔵村山市教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和45年武蔵村山市教育委員会規則第9号）第3条に規定する職務専念義務免除申請書により申請する場合を除く。）</p> <p>第8条から第10条まで 略</p> <p>（週休日等の登下校）</p> <p>第11条 学校職員は、週休日<b>又は休日</b>に登校したときは、登校及び下校の際、学校警備業務に従事する職員等にその旨を届け出なければならない。</p> <p>（事故欠勤の届）</p> <p>第12条 学校職員は、交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務できないときは、その旨速やかに連絡し、出勤後直ちに<b>休暇・職免等処理簿により</b>届け出なければならない。</p> <p>（私事欠勤等の届）</p> <p>第12条の2 学校職員は、前条の規定に該当する場合を除き、勤務できないときは、あらかじめ<b>休暇・職免等処理簿により</b>届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができないときは、その旨速やかに連絡し、出勤後直ちに<b>休暇・職免等処理簿により</b>届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第13条 略</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>（申請及び届出等の方法）</u></p> <p><u>第14条 第6条の規定による出退勤時間の記録、第7条の規定による申請並びに第12条、及び第12条の2の規定による届出は、校務支援システムを用いて行うものとする。ただし、これにより難いと認められる場合は、これらの規定により記録し、申請し、又は届け出るべき内容を記載した書類の提出によることができる。</u></p> <p>第15条 略</p> <p>第16条 略</p> <p>第17条 略</p> <p>第18条 略</p> <p>第19条 略</p> <p>第1号様式から第4様式まで 略</p>	<p>第14条 略</p> <p>第15条 略</p> <p>第16条 略</p> <p>第17条 略</p> <p>第18条 略</p> <p>第1号様式から第4様式まで 略</p>

## 改正案（新）

## 現行（旧）

## 第5号様式（第15条関係）

事 務 引 継 書

殿

武蔵村山市立 学校

本日前任者(職氏名) は別紙目録を調整して、後任者(職氏名)  
と照合し、関係書類を引き渡しました。

年 月 日

前任者  
職氏名 \_\_\_\_\_

後任者  
職氏名 \_\_\_\_\_

立会人  
職氏名 \_\_\_\_\_

(日本産業規格A列4番)

## 第5号様式（第14条関係）

事 務 引 継 書

殿

武蔵村山市立 学校

本日前任者(職氏名) は別紙目録を調整して、後任者(職氏名)  
と照合し、関係書類を引き渡しました。

年 月 日

前任者  
職氏名 \_\_\_\_\_

後任者  
職氏名 \_\_\_\_\_

立会人  
職氏名 \_\_\_\_\_

(日本産業規格A列4番)

**附 則****この規程は、令和6年9月1日から施行する。**